

○学校選択制の考え方

市町村教育委員会は、その設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合、就学予定者（及び学齢児童生徒）が就学すべき小学校又は中学校を指定することとされています。（学校教育法施行令第5条第2項）

近年、学校教育の充実と児童生徒によりよい教育環境を提供することを目的として、偏在解消の手法として「学校選択制」を採択している市町村教育委員会が見られます。

あらかじめ保護者の意見を聴取してから就学校の指定を行う取組であり、こうした学校選択制の取組について、地域の実情や保護者の意向に即して市町村教育委員会において適切に判断することが重要とされています。

学区制とは

子どもが就学する公立小学校・中学校を市町村教育委員会が居住地によって指定する制度を「学区制」といいます。就学指定される学校は、基本的に自宅から近い学校となります、行政区分との兼ね合い等により必ずしも一番近い学校とはなっていないのが現状です。

学校選択制とは

「学区制」に対して、学校を自由に選べる制度が「学校選択制」です。市町村教育委員会があらかじめ、制度利用を希望する保護者の意見を聴取し、その意見も踏まえ、就学する学校を指定します。ただし、「自由」に選べるといつても各市町村教育委員会によって、選択の仕方の形態が異なります。

1 自由選択制	当該市町村内のすべての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
2 ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
3 隣接区域選択制	従来の通学区域は残したまま、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
4 特認校制	従来の通学区域は残したまま、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
5 特定地域選択制	従来の通学区域は残したまま、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
6 特定目的選択制	部活動等特定の目的のために、通学区域に関係なく、市内どこからでも就学を認めるもの

(1) 学校選択制のメリット

- 通学の利便性を考え学校選択が可能

一般的に学区制は、自宅から近い学校に通えるように決められているのですが、中には教育行政上の区分の仕方によって、近くに学校があっても、遠方の学校に通わなければならないこともあります。一方で、学校選択制であれば、通学の利便性を考え、学校を選ぶことができます。

- 子どもの個性を考えて学校選択が可能

子どもの個性や性格を考えて、あっている学校を選択することができます。例えば、大人数の学校より、自然豊かで、小規模な学校が合っている子どもにはふさわしい学校を選択することができます。また、地域の特色を生かしたり、自主的な学習活動を導いたり、中学校では部活動に力を注いでいる学校も選択することができます。

(2) 学校選択制のデメリット

- 希望する学校が遠方の場合、通学距離が長くなったり、体力的に負担が生じる可能性がある。
- あらかじめ保護者の意向を聴いて、それを踏まえて各自治体の教育委員会が入学する学校を指定するが、希望する学校に必ず入れるとは限らず、転用可能な教室数や教職員の配置等に影響を受けることとなる。
- 人気がある学校へ集中してしまうおそれがある。

(参考) 学区制のメリット・デメリット

- (メリット) 保護者が迷わず入学先を決定でき、地域と子どもが密着している。
- (デメリット) 家から近い学校が他にあっても、別の学校に通わないといけない。児童生徒数が少ない・多い学校であって、子どもの特性に合っていない場合であっても通わないといけない。

(資 料 一 覧)

【学校選択制】

1. (自由選択制) 大阪市住吉区の取組 P 1
2. (ブロック選択制) 東京都日野市の取組 P 5
3. (隣接区域選択制) 愛知県一宮市の取組 P 7
4. (特認校制) 東京都中央区の取組 P 12
5. (特定地域選択制) 京都府木津川市の取組 P 13
6. (特定目的選択制) 京都府向日市の取組 P 20
7. 小・中学校における学校選択制の実施状況について (文部科学省) P 21
8. 就学指定に係る市町村教育委員会の事務手続き (概念図) (文部科学省) P 35
9. 学校選択制の実施状況／学校選択制の形態 (文部科学省) P 36
10. 学校選択制を導入してよかったこと (文部科学省) P 37



[トップページ](#) > [区役所各課の情報](#) > [教育文化課](#) > [教育](#) > [【令和4年度入学者対象】学校選択制を実施します。](#)

【令和4年度入学者対象】学校選択制を実施します。

ページ番号 : 536871 2021年8月28日

[学校選択制とは](#)

[学校選択制のスケジュール](#)

[学校選択制相談会について](#)

[各学校についての情報（学校公開日及び学校説明会）](#)

[抽選について](#)

[よくある質問](#)

[これまでの学校選択制の結果](#)

[私立・国立の小中学校へ入学が決まられた方へ](#)

学校選択制とは

大阪市では、市立小・中学校に入学する場合、お住まいの住所地により通学する学校（以下「通学区域の学校」という）が決まっています。

学校選択制は、住所地による通学区域は残したうえで、小・中学校への入学時のそれぞれ1回のみ、通学区域外の学校への入学を希望し選択することができる制度です。

対象者

令和4年4月に小・中学校に入学予定の住吉区内在住の方が対象です。

選択の機会

小学校及び中学校に新1年生として入学する際のそれぞれ1回のみです。

選択できる学校の範囲

住吉区内の市立小・中学校及び施設一体型小中一貫校の中から、自由に選択ができます。

なお、お住まいの通学区域の学校への入学を希望した場合は、必ずその学校に入学できます。

【小学校】

- ・[東粉浜小学校](#) □
- ・[住吉小学校](#) □
- ・[長居小学校](#) □
- ・[依羅小学校](#) □
- ・[墨江小学校](#) □
- ・[遠里小野小学校](#) □
- ・[清水丘小学校](#) □
- ・[南住吉小学校](#) □
- ・[太領小学校](#) □
- ・[苅田小学校](#) □
- ・[山之内小学校](#) □
- ・[苅田南小学校](#) □
- ・[苅田北小学校](#) □
- ・[大空小学校](#) □

【中学校】

- ・三稲中学校 □ ・我孫子中学校 □ ・住吉中学校 □
- ・大和川中学校 □ ・東我孫子中学校 □ ・墨江丘中学校 □
- ・大領中学校 □ ・我孫子南中学校 □

【施設一体型小中一貫校】

- ・やたなか小中一貫校 □ (東住吉区矢田3-4-27)
- ・小中一貫校 むくのき学園 □ (東淀川区東中島4-8-38)
- ・いまみや小中一貫校 □ (西成区花園北1-8-32)
- ・咲洲みなみ小中一貫校 □ (住之江区南港中3-5-14)
- ・日本橋小中一貫校 □ (浪速区日本橋西1-7-6)

(注) 小学校の選択につきまして、平成27年度の入学者までは、自宅からの通学距離がおおむね2km以内の小学校を選択範囲とする制限をしていましたが、平成28年度入学者から、入学予定者の選択権を最大限に保障するため、この制限を撤廃しました。

詳しくは「[住吉区の学校選択制における制度内容を改正します。](#)」をご覧ください。

(注) 施設一体型小中一貫校についての詳細を掲載した学校案内をご希望の場合は、9月以降に通学区域の小・中学校または区役所にお申し出ください。

【通学の安全確保について】

小・中学校ともに、通学方法は原則徒歩のみです。

例外的に公共交通機関を利用できる場合がありますが、その費用については保護者の負担となります。

通学時の安全の確保は、保護者の責任です。通学経路や通学時間などを考慮のうえ、卒業まで無理なく通学できる学校を選択してください。

【各学校の受入可能人数について】

各学校の受入可能人数は、施設の状況や予想される途中転出入者数、今後の児童・生徒の見込み数等を考慮した、通学区域内外あわせた人数の上限です。

各学校の受入可能人数から、通学区域内の入学予定者数を差し引いた人数が、通学区域外からの受入予定人数になります。

通学区域外から受入予定人数を超える入学希望の申し込みがあった場合は、公開抽選により入学予定者を決定します。

(注) 通学区域外からの受入予定人数は、通学区域内からの入学予定者の今後の転出入や、学校選択による他校への希望者の決定状況などにより変動するため、必ず受け入れられる人数ではなく、あくまで目安です。

【学校選択制のスケジュール】

(注1) 希望調査票については、10月29日（金曜日）の必着としています。令和3年10月からの郵便サービスの一部変更により、現状、翌日配達の地域は翌々日の配達となりますので、郵送の場合は、10月29日（金曜日）の必着に間に合うよう、くれぐれもご注意のうえ、できるだけ早めに投函してください。

(注2) 希望変更届の受付は令和3年11月11日（木曜日）から11月17日（水曜日）までとなります。郵送サービスの変更に伴い、一部、希望調査結果通知の配達が11月12日（金曜日）となる場合があります。希望調査結果につきましては、住吉区ホームページに11月10日（水曜日）に掲載いたしますので、ご確認ください。

- ・令和3年8月下旬 「[学校案内（冊子）](#)」と「希望調査票」の送付
- ・令和3年8月下旬～10月 各学校にて学校公開・学校説明会の開催
- ・令和3年10月29日（金曜日） 希望調査票の提出期限（提出方法：郵送または窓口へ持参）
- ・令和3年11月上旬 希望調査結果の公表（対象者全員に送付します）

- ・令和3年11月11日（木曜日）～11月17日（水曜日） 希望変更受付期間（原則、来庁のみの受付）
- ・令和3年12月上旬 最終希望調査結果の公表（通学区域外の学校を選択した方に抽選の有無をお知らせします）
- ・令和3年12月9日（木曜日） 公開抽選
- ・令和3年12月下旬 就学通知書の送付
- ・令和4年2月10日（木曜日）（小学校）補欠登録者の締上げ期限
- ・令和4年2月18日（金曜日）（中学校）補欠登録者の締上げ期限

学校選択制に関する個別相談会について

学校選択制の制度概要及び希望調査票の記入方法に関する相談会を次のとおり実施します。（申込不要）

（注）各学校ごとの説明会ではありませんのでご注意ください。

【日時】

- ・令和3年9月6日（月曜日）午前9時30分から午後5時
- ・令和3年9月7日（火曜日）午前9時30分から午後5時

【場所】

住吉区役所 4階 第3会議室

【内容】

学校案内（よくあるお問合せ等）をご覧いただいたうえで、住吉区の学校選択制について、不明点のご説明をさせていただきます。

（注）通学区域外からの受入可能人数や抽選の有無等については、個別相談会時点では確定していませんので、お答えできません。

（注）希望校の変更受付期間終了後、12月上旬に最終の希望調査結果や抽選の有無を住吉区ホームページで公表します。

各学校についての情報

区役所から送付する「学校案内」や各学校のホームページをご覧ください。また、各学校で実施される学校公開・学校説明会に参加いただき、正確な情報の積極的な収集をお願いします。

各学校での学校公開日及び学校説明会

学校公開日及び学校説明会の日程は次のとおりです。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症防止対策により、学校公開日や学校説明会の日程が急きょ変更・中止する可能性があります。参加を希望される場合は、各学校のホームページを必ずご確認ください。

学校公開日及び学校説明会日程一覧

小学校 日程一覧(PDF形式, 560.33KB)

中学校 日程一覧(PDF形式, 587.38KB)



Adobe Acrobat Reader DCのダウンロード(無償)

PDFファイルを開覧できない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Acrobat Reader DC をダウンロード(無償)してください。

抽選について

通学区域外の学校を選択する希望者が多く、学校の受入予定人数を超えた場合は、原則として公開抽選を実施し、当選者（入学予定者）を決定します。同時に、当選されなかった方の補欠登録者としての順位を決定します。

抽選の有無については、12月上旬に通学区域外の学校を選択した方全員に「抽選の実施に関するお知らせ」を送付します。なお、通学区域の学校への入学を希望された方は、抽選の対象となりません。

公開抽選の結果については、住吉区ホームページで公表します。

【抽選日】

令和3年12月9日（木曜日）

【場所】

住吉区民センター小ホール（大阪市住吉区南住吉3丁目15番56号）

よくある質問

学校選択制 よくある質問

[学校選択制 よくある質問\(PDF形式, 644.59KB\)](#)

 [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロード（無償）](#)

PDFファイルを閲覧できない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Acrobat Reader DC をダウンロード（無償）してください。

これまでの学校選択制の結果

- ・ [令和3年度入学者 最終結果](#)
- ・ [令和2年度入学者 最終結果](#)
- ・ [平成31年度（令和元年度）入学者 最終結果](#)
- ・ [平成30年度入学者 最終結果](#)
- ・ [平成29年度入学者 最終結果](#)
- ・ [平成28年度入学者 最終結果](#)
- ・ [平成27年度入学者 最終結果](#)
- ・ [平成26年度入学者 最終結果](#)

私立・国立の小中学校へ入学が決まられた方へ

私立や国立の小・中学校に入学することが決定された方は、区役所への届けが必要です。

「指定学校外就学届」に「入学許可書」を添付し、提出をお願いします。

「入学許可書」とは、許可証明書、承諾書、証明書など、学校により名称は異なりますが、「市区町村教育委員会提出用」として交付されたもののことです。

学校選択制の抽選の有無や、繰上げ当選に影響がありますので、入学が決定されましたら、すみやかに届け出ていただきますようお願いします。

届出書類

[指定学校外就学届 \(xls\) \(XLS形式, 245.00KB\)](#)

[指定学校外就学届 \(pdf\) \(PDF形式, 53.96KB\)](#)

現在の位置： [トップページ](#) > [子育て・教育](#) > [小学校・中学校](#) > [選べる学校制度・在籍人数](#) > [選べる学校制度](#)

選べる学校制度

ページID1004264

更新日 令和3年10月1日

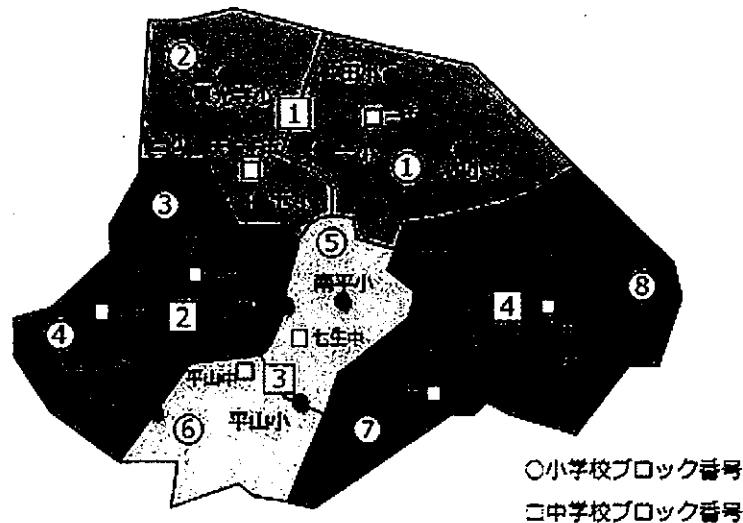
選べる学校制度

「選べる学校制度」は、入学する学校を選ぶことができる制度です。小学校は8つ、中学校は4つのブロックに分かれ（ブロック略図参照）、お住まいのブロックの中から学校を選んでいただきます。またブロックの境の地域にお住まいの場合は、隣接する他のブロック内の学校から、お住まいに近い学校を選ぶこともできます。

ご自宅がどの学校の地域になるかはお住まいの地域の学校（指定校）とブロック表にてご確認ください。

なお、選べる学校制度は定員制を導入しております。希望者が各学校の定員を超えた場合はご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

※選べる学校制度は通常の学級に入学する場合の制度です。特別支援学級（固定学級）に入学する場合には適用がございません。就学相談を経て入学校を決定していきます。



お住まいの地域の学校（指定校）とブロック表

選べる学校制度の定員制について

1. 定員制の目的

一部の学校で子どもの人口が一時的に増加し、教室不足等が見込まれたため、学区域外からの選択希望者により教室不足等が発生しないように、定員制を導入しております。

2. 定員制の基本的な考え方

- お住まいの地域の学校（指定校）を希望する児童・生徒は、全員受け入れます。（お住まいの地域の学校（指定校）以外を選択された場合はお住まいのブロック内の学校であっても抽選の対象となります。）
- 次に、学校運営上、施設状況に、なお余裕がある場合には、定員の範囲内で学区外からの選択希望者を受け入れます。
学区外からの選択希望者を含めた時に定員の範囲内の場合は無抽選による入学となります。
学区外からの選択希望者を含めた時に定員を超える場合は学区外からの選択希望者を公開抽選します。
- 学区外からの選択希望者のうち、入学時に兄姉が在籍する学校を選択する場合は、定員制にかわらず在籍している兄姉と同一の学校に進学できます。

3. 抽選と入学の決定

- 定員を超える場合は、学区外からの選択希望者を対象に優先順位を決定する公開抽選を行います。
- 私立学校等への入学状況などを確認し、抽選対象校への入学者数を見極めてから、優先順位に基づき、受け入れを決定します。

学校のホームページを参考に

各小・中学校ではホームページを開設しています。各学校の特色や情報など、選択する際の参考にご覧ください。各校のホームページは日野市公立学校WEBサイトから見ることができます。

小・中学校など

このページに関するお問い合わせ

教育部 学校課

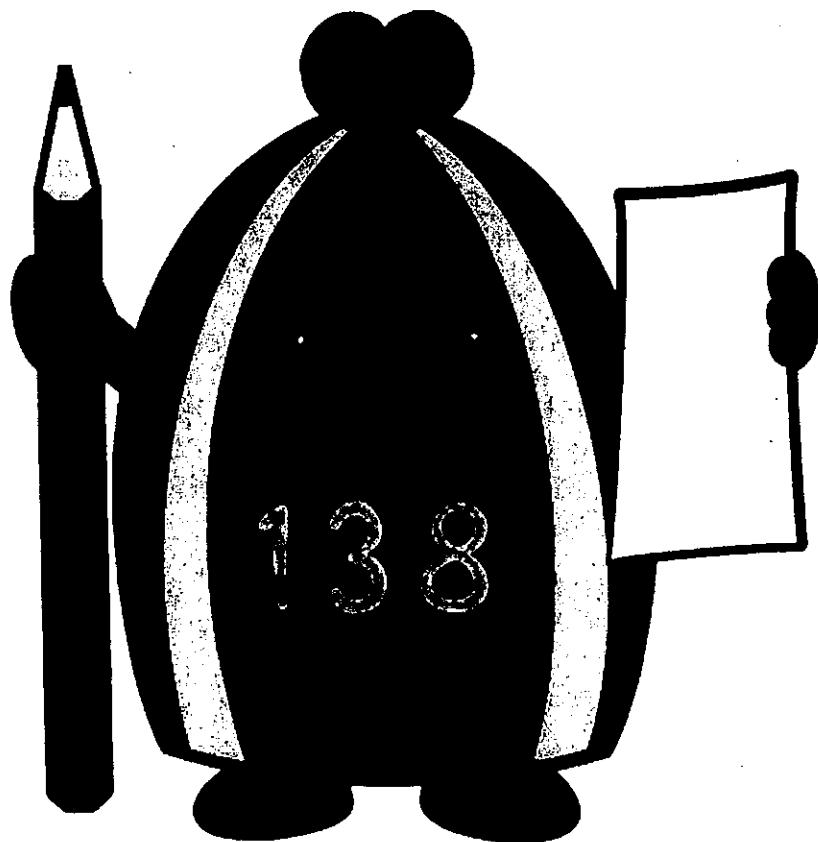
直通電話：学務係 042-514-8719 教職員係 042-514-8723 指導係 042-514-8728 保健
給食係 042-514-8749

令 和 3 年 度

(令和4年4月新入学者対象)

一宮市立小中学校隣接校選択制実施要項 (小学校)

—— 入学時に隣接する学区の小学校を希望できます ——



一宮市マスコットキャラクター「いちみん」

一 宮 市 教 育 委 員 会

小中学校通学区域の弾力化について

一宮市教育委員会では、現行の学区は維持しつつ、通学区域の弾力化を実施しています。

子どもは地域の宝であり、家庭のみならず学校を含めた地域で子どもを育てていくことが最も重要です。また、より良い教育を目指すため、学校と地域との連携も大切です。したがって、児童は住所地の学区の小学校に通学することが原則です。しかし、市町村合併により近くになった学校へ通学させたいなどの保護者の希望に応えるため、平成20年4月の新入学者（新1年生）より、隣接している学区の小学校（隣接小学校）の中から1校を希望することができる「隣接校選択制」を導入しました。

そこで、令和4年4月に小学校に入学予定のお子さんがどの小学校に入学するかを検討され、隣接小学校への入学を希望される場合は、下記の要領にしたがい、「小学校選択希望申請書」（別紙）をご記入の上、提出してください。

記

◆対象者 一宮市に居住又は居住予定の、令和4年4月に一宮市立小学校に入学する新1年生で、隣接小学校を希望する方

ただし、保護者の責任と負担において子どもが徒歩通学でき、「小学校選択希望申請書」を提出期限内に提出した方

（市内に居住予定や転居により学区が変わる場合で、隣接小学校を希望される場合は、居住先の契約書等の写しの添付が必要となります。詳しくは、一宮市教育委員会総務課へお問い合わせください。）

1 「小学校選択希望申請書」について

（1）提出先 希望する小学校または、一宮市教育委員会総務課（本庁舎4階）
【必ず保護者の方が持参してください。（郵送不可）】

※小学校では、学校行事による休業日の変更がありますので、事前にお問い合わせください。

（2）提出期間 令和3年11月1日（月）～11月30日（火）※土・日・祝日を除く

受付時間：希望する小学校 午前8時30分～午後4時30分
一宮市教育委員会総務課 午前8時30分～午後5時15分

※提出先によって受付時間が異なります。また最終日11月30日（火）のみ、受付終了時間は一宮市教育委員会・小学校ともに午後4時までとなりますので、ご注意ください。

（3）中学校進学について 小学校入学時に選択できるのは小学校のみで、隣接小学校を卒業後は、住所地の学区の中学校へ進学することになります。ただし、中学校入学時に隣接中学校を選択し、希望申請することはできます。（希望者が受け入れ人数枠を超えた場合は抽選となります。）

（4）その他 隣接小学校を希望しない場合は、「小学校選択希望申請書」を提出する必要はありません。

2 隣接校選択制注意事項

- 希望した小学校については、やむをえない事情がない限り、卒業まで通学していただきます。
- 通学については、保護者の一切の責任と負担のもと、徒歩通学していただきます。
- 申請書の内容に変更が生じたときは、すみやかに一宮市教育委員会に報告し、指示を受けていただきます。
- 市内で転居し、選択した学校の学区と隣接しなくなった際には、住所地の学区の小学校に通学していただきます。
- 市外へ転出して一宮市に再度転入したときは、住所地の学区の小学校に通学していただきます。
- 2～3に違反したときは、ただちに一宮市教育委員会が指定する学校へ転学していただきます。
- 中学校への進学は、隣接中学校を選択希望し許可された場合を除き、住所地の学区の中学校に入学していただきます。

3 「受入れ人数枠」について

(1) 学区内の入学予定児童数と教室数を考慮し、学校ごとに「受入れ人数枠」を設けています。

(2) 各小学校の「受入れ人数枠」は次の通りです。

小学校名	受入れ人数枠	小学校名	受入れ人数枠	小学校名	受入れ人数枠
宮 西	13	浅 井 北	10	葉 栗 北	11
貴 船	12	北 方	5	大 和 南	10
神 山	7	大 和 東	11	浅 井 中	7
大 志	6	大 和 西	12	千 秋 東	11
向 山	10	今 伊 勢	6	起	11
葉 栗	5	奥	7	三 条	12
西 成	13	萩 原	13	小 信 中 島	10
瀬 部	14	中 島	10	朝 日 東	11
赤 見	10	千 秋	6	朝 日 西	6
浅 野	10	千 秋 南	11	開 明	10
丹 陽	11	富 士	13	大 徳	11
丹 陽 西	6	末 広	7	黒 田	12
丹 陽 南	14	西 成 東	11	木 曽 川 西	14
浅 井 南	11	今 伊 勢 西	8	木 曽 川 東	13

4 抽選について

- (1) 住所地の学区の小学校を希望した場合は全員入学できますが、隣接小学校を希望した場合、希望者が受入れ人数枠を超えたときには、保護者の参加のもとで抽選を行います。
抽選はどの方も公平に行いますので、兄弟、姉妹、双子等の場合でも、優先した取扱いはいたしません。また、補欠枠は設けません。
- (2) 抽選は、12月13日（月）～12月15日（水）の間に、本庁舎11階1101会議室で教育委員会が学校ごとに実施します。
- (3) 「小学校選択希望申請書」を提出された方には、抽選の有無及び抽選日時について12月初旬に別途通知します。

5 隣接小学校の選択希望手続きの流れ

10月中旬
～10月下旬

◆実施要項及び申請書の受け取り（就学時健康診断時）

11月1日（月）
～11月30日（火）

◆小学校選択希望申請書の提出（郵送不可）

隣接している学区の小学校を希望する方は、希望する小学校（受付時間：午前8時30分～午後4時30分）または一宮市教育委員会総務課（本庁舎4階）（受付時間：午前8時30分～午後5時15分）に申請書を持参してください。
※最終日のみ受付終了時間は午後4時までとなります。

隣接小学校を希望しない場合は、「小学校選択希望申請書」を提出する必要はありません。

住所地の学区の小学校に入学します。

隣接小学校を希望し、申請した場合

受入れ人数枠を超えた場合

受入れ人数枠内の場合

12月初旬

申請者には、抽選の有無及び抽選日時について通知します。

12月13日（月）
～12月15日（水）

抽選
(保護者参加)

希望した小学校に入学できます。

抽選に当たった場合は、希望した小学校に入学することができます。

抽選には当たった場合は、住所地の学区の小学校に入学することになります。

1月下旬

一宮市教育委員会から、全員に就学通知書を送付します。

6 その他

- (1) 提出期間終了後の申請は受け付けができませんので、「小学校選択希望申請書」を提出する方は期限を厳守して下さい。※最終日のみ受付時間が午後4時までとなっておりますのでご注意下さい。
- (2) 「小学校選択希望申請書」を提出した後、転居等により学区が変わった場合は、必ず一宮市教育委員会総務課までご連絡ください。
- (3) その他、不明な点がありましたら、下記へお問い合わせ下さい。

<お問い合わせ先>

一宮市本町2丁目5番6号

一宮市教育委員会総務課（本庁舎4階45番窓口）

電話 0586-85-7070（直通）

7 住所地の学区の小学校・隣接小学校一覧表

学校名	住所地の学区の小学校		隣接小学校
	学校名	所在地	
1 宮 西	大宮 4 丁目 5-33		貴船・神山・大志・葉栗・今伊勢
2 貴 船	貴船 1 丁目 8-46		宮西・大志・葉栗・西成・赤見・富士
3 神 山	平和 2 丁目 12-7		宮西・大志・大和西・末広・今伊勢西・三条・開明
4 大 志	大志 2 丁目 7-6		宮西・貴船・神山・向山・富士・末広
5 向 山	向山町 3 丁目 1		大志・浅野・丹陽西・大和東・富士・末広
6 葉 栗	大毛字南出 30		宮西・貴船・西成・浅井南・今伊勢・葉栗北・浅井中・木曾川東
7 西 成	西大海道字障子目 30		貴船・葉栗・瀬部・赤見・浅井南・西成東
8 瀬 部	瀬部字川原 55		西成・浅井南・西成東・浅井中
9 赤 見	大赤見字清水 2467		貴船・西成・浅野・千秋・富士・西成東
10 浅 野	浅野字野口 95		向山・赤見・丹陽・丹陽西・千秋・千秋南・富士
11 丹 陽	三ツ井 5 丁目 22-1		浅野・丹陽西・丹陽南・千秋南
12 丹 陽 西	多加木 1 丁目 17-1		向山・浅野・丹陽・大和東
13 丹 陽 南	丹陽町九日市場 2666		丹陽
14 浅 井 南	浅井町東浅井字地蔵 386		葉栗・西成・瀬部・浅井中
15 浅 井 北	浅井町大野字南土山 75		葉栗北・浅井中
16 北 方	北方町北方字官浦 43		葉栗北・黒田・木曾川西
17 大 和 東	大和町戸塚字薬師浦 320		向山・丹陽西・大和西・末広・大和南
18 大 和 西	大和町戸安賀字東北出 3248		神山・大和東・萩原・中島・末広・大和南・三条
19 今 伊 勢	今伊勢町新神戸字乾 26		宮西・葉栗・今伊勢西・木曾川東
20 奥	奥町字貴船前 24		今伊勢西・小信中島・開明・黒田・木曾川西
21 萩 原	萩原町萩原字河原崎 1544		大和西・中島・三条・朝日東・大徳
22 中 島	萩原町西宮重字中光堂 850		大和西・萩原・大和南
23 千 秋	千秋町佐野字北浦 136		赤見・浅野・千秋南・西成東・千秋東
24 千 秋 南	千秋町小山 1329		浅野・丹陽・千秋・千秋東
25 富 士	富士 2 丁目 5-14		貴船・大志・向山・赤見・浅野
26 末 広	末広 2 丁目 20-1		神山・大志・向山・大和東・大和西
27 西 成 東	春明字中切 1		西成・瀬部・赤見・千秋
28 今伊勢西	今伊勢町馬寄字西平 4-1		神山・今伊勢・奥・開明・黒田
29 葉 栗 北	光明寺字疊手 55		葉栗・浅井北・北方・浅井中・木曾川東
30 大 和 南	大和町戸塚字連田 1-2		大和東・大和西・中島
31 浅 井 中	浅井町大日比野字東若栗 61		葉栗・瀬部・浅井南・浅井北・葉栗北
32 千 秋 東	千秋町加納馬場字松下 54		千秋・千秋南
33 起	起字西生出 35		三条・小信中島・朝日東・朝日西・大徳
34 三 条	三条字戸 16		神山・大和西・萩原・起・小信中島・開明・大徳
35 小信中島	小信中島字南平口 59		奥・起・三条・開明
36 朝 日 東	明地字江端 8		萩原・起・朝日西・大徳
37 朝 日 西	上祖父江字高須賀 18		起・朝日東
38 開 明	開明字城堀 20		神山・奥・今伊勢西・三条・小信中島
39 大 徳	西五城字荒子中切 26-1		萩原・起・三条・朝日東
40 黒 田	木曾川町黒田字古城 26-2		北方・奥・今伊勢西・木曾川西・木曾川東
41 木曾川西	木曾川町玉ノ井字道路寺 7-3		北方・奥・黒田
42 木曾川東	木曾川町黒田字八ノ通り 141-1		葉栗・今伊勢・葉栗北・黒田

※「隣接小学校」の中から1校選択できます。

[サイトマップ](#) [トップページへ戻る](#)[暮らし・手続き](#) [防災・安全](#) [健康・医療・福祉](#) [子育て・教育](#) [文化・観光・スポーツ](#) [まちづくり・環境](#) [商工業](#) [区政情報](#)[音声読み上げ・文字拡大](#)

サイト内検索

[検索の方法](#)[現在のページ](#) [トップページ](#) [子育て・教育](#) [幼稚園・小学校・中学校](#) [学校選択制](#) [小学校特認校制](#)

小学校特認校制

更新日：2022年9月6日

中央区では、特認校制度という学校選択制を実施しています。

通学区域の小学校へ入学する場合は申請の必要はありません。

特認校制度とは

中央区では、通学区域に基づき、お住まいの住所地により就学校を指定しています。

(通学区域はこちら)

特認校制度とは、この通学区域を前提としながらも、施設に余裕のある学校を「特認校」として指定し、その特認校には通学区域に関係なく、希望により就学できる制度です。令和5年度は5校を指定しています。(全16校から自由に選択できるものではありません。)

対象者

中央区内在住の令和5年4月に小学校新1年生となる予定のお子さん

(申請時点で中央区民でない方は、申請できません。)

就学の条件

特認校への就学にあたっては、次の条件を満たす必要があります。

1. 児童とその保護者が、就学を希望する特認校の教育方針等に賛同すること
2. 児童が特認校へ自力で通学すること(自転車通学は禁止されています。公共交通機関での通学については、保護者の責任で、安全確保ができる方法で通学できることが条件です。)
3. 児童が特認校へ卒業まで通学すること

令和2年8月

令和3年度 特定地域学校選択制の募集案内 (城山台小学校)

木津川市教育委員会

1 特定地域学校選択制について

木津川市では、城山台小学校児童急増対策の一環として、城山台小学校区にお住いのお子さんについて学校選択を認める「特定地域学校選択制」を、令和3年度より導入します。

お子さんと保護者の希望により他の市立小学校へ転入学できる制度であり、城山台小学校以外の学校へ転入学を希望する場合は、学校選択の手続きが必要です。

なお、学校選択制を利用せず、城山台小学校へ転入学する場合は、手続きの必要はありません。

2 実施方法

(1) 対象となる児童

- ◆ 城山台小学校に入学するお子さんと新たに転入するお子さんが対象です。
- ◆ 令和3年度のみ、在籍する全学年(現1年～5年)も対象とします。

(2) 選択できる学校・各校の受け入れ児童数

- ◆ 原則、すべての市立小学校の中から選択できます。
- ◆ 各校の受け入れ児童数は、別表の通りです。

※ 受け入れ児童数については、当該小学校や児童クラブの児童数、及び当該小学校の進学先中学校の生徒数、また、教育活動への影響等を考慮し、受け入れ校の校長と協議の上、設定しています。

(3) 選択にあたりお約束していただくこと(就学要件)

- ◆ 就学する選択希望校の教育活動に賛同し、協力すること
- ◆ 通学が保護者の責任と負担において安全に行われること
- ◆ 特別な事情がない限り、卒業までの間就学すること

(4) 選択希望校の特色について

- ◆ 学校説明会等は実施しません。各校の特色ある教育活動については選択希望校のホームページをご覧ください。
- ◆ その他、選択希望校のホームページに掲載されていない情報については、学校教育課まで直接お問い合わせください。

3 申請手続き

【学校選択を希望する場合】

- ・特定地域学校選択入学（転入学）申請書（別記様式第1号）と選択希望校までの通学経路図を提出してください。
- ・申請方法は、木津川市学校教育課へご持参いただか、郵送にて提出願ります。
- ・申請期間
持参の場合…令和2年10月1日(木)～令和2年10月30日(金)17:00まで
郵送の場合…令和2年10月1日(木)～令和2年10月30日(金)の消印有効
・申請書を教育委員会で受理後、「受理書」を送付いたします。

4 決定方法

【希望者が受入れ人数の範囲内の場合】

- ・希望校の校長と協議の上、転入学を決定します。

【希望者が受入れ人数を超えた場合】

- ・原則として公開抽選で転入学者を決定します。
- ・抽選日は、該当する方におってお知らせします。（令和2年11月中）
- ・兄弟姉妹は同じ学校に就学できるよう配慮します。
- ・補欠登録は行いません。
- ・抽選に漏れた場合、あるいは申請期間後の転入で第1希望校が受入れ人数を超えている場合は、第2希望校での調整となります。第2希望校が既に受入れ人数を超えている場合は、城山台小学校に入学（就学）することになります。

※ 選択希望により、希望校がお子さんの就学校として決定した場合は「特定地域学校選択入学（転入学）承認通知書」を、不承認の場合は「特定地域学校選択入学（転入学）不承認通知書」を送付します。（令和2年12月中）

※ 就学校決定後は変更できませんのでご留意ください。

※ 就学校決定後、選択希望校の校長との面談を設定します。

【申請先及び問い合わせ】

木津川市教育委員会 学校教育課

〒619-0286 木津川市木津南垣外 110-9

電話 0774-75-1230

城山台小学校児童急増対策 現在の進捗状況について

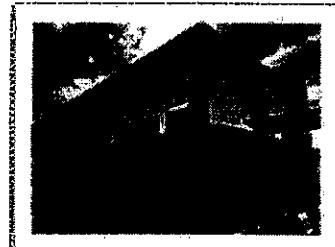
1 基本方針

城山台小学校では、多くの子どもたちや教職員の多様性を生かした「一人ひとりの能力・適性を最大限に伸ばす教育」の推進を目指し、「児童の安心・安全な教育環境の確保」「教職員の指導力・学校の組織力・地域連携の充実」を図るための施策を計画的・段階的に講じています。

2 対策の具体と進捗状況

(1) 新学舎建設計画

- 敷地内に第2・第3学年が学ぶ新学舎（ふたば学舎）を設置し、機能的に独立した組織運営を実施します。



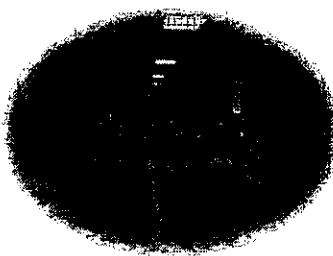
施設計画	進捗状況
ア I期工事…R2年度施工 普通教室14、多目的室3、副校長室、職員室、保健室、図書室、仮配膳室を設置	◆ 新学舎（ふたば学舎）はR3年3月25日完成し、4月から供用開始となります。
イ II期工事…R3年度末～ 普通教室9、多目的室3、多目的ホール、配膳室を設置	◆ R3年度末から施工に着手し、R5年度より供用開始予定です。

※<学舎のネーミングについて> 城山台小教職員により命名しました。

本学舎→「よつば学舎」

名前に込めた願い：1・4・5・6年の4つの学年が集う学舎。

二葉や三葉が四葉に成長するように、どんな困難も乗り越え健やかに成長してくれますように。



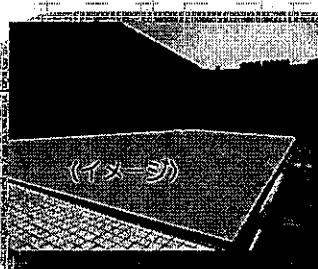
新学舎→「ふたば学舎」

名前に込めた願い：2・3年の2つの学年が集う学舎。種から芽を出すように明るい未来への希望をもって逞しく成長してくれますように。

(2) 運動する場・遊びのスペースの確保

- 運動場・体育館・プールの混雑を緩和するとともに、休憩時間に運動する場を確保します。

施設計画	進捗状況
ア 城址公園グラウンドの活用 ・5、6年生の体育を実施（R3年度より） ・突然の降雨や雷雨、熱中症対策として空調完備の休憩所を設置（R3年度）	◆ 移動用スクールバス2台を、R3年3月末に納車しました。 ◆ 体育で使用する教具や救急処置のための医薬品・AEDを準備し、4月からの学習に備えています。

<p>イ 現駐車場に第2体育館（ひだまりホール）を建設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育に限らず集会活動、異年齢集団活動、教科の体験活動や休憩時間の遊び場として活用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 基本設計が完了し、R3年度に施工、R4年度より供用開始予定です。 ◆ 現駐車場が使用不可となるため、近隣の民有地を借用し、駐車場を確保しています。
<p>ウ 民間プールの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水泳学習の場として民間スイミングスクールに委託し、2、3年生の授業を実施（R3より） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 契約準備が整いました。今後は学習内容について学校と打ち合わせを行い、計画を作成します。 ◆ 校外での学習に備え、携帯電話を複数台配備します。
<p>エ 中庭に人工芝を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊び場、憩いの場を整備 	 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校と協議を重ね、ゴムチップ舗装を施すことになりました。 ◆ R3年夏休み中に施工し、秋頃より使用できるようにします。

※<第2体育館のネーミングについて> 城山台小教職員により命名しました。

第2体育館→「ひだまりホール」

名前に込めた願い：太陽の光あふれる明るいひだまりの中で、子どもたちのやさしさが息吹く場となりますように。

(3) 学習指導・生徒指導対策

・専門顧問や教職員等の人的配置（ソフト面）と教材・教具の充実（ハード面）の両面からの整備により、学校体制を構築します。

施策計画	進捗状況
<p>ア 専門顧問を配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営、学力向上、いじめ生徒指導の各観点から専門的な知見を得て、校内指導体制を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 3名の大学教授を顧問として迎える準備を進めています。 ◆ 今後は、学校において現状分析や教職員向けの研修会等を計画します。
<p>イ 人的配置の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副校長、養護教諭、事務職員、英語専科教員、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、学校司書、用務員、配膳員を配置または増員 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 副校長はR2年度に配置済みです。 ◆ 英語専科教員についてはR3年度より専属配置します。 ◆ 主幹教諭、養護教諭、事務職員、特別支援教育支援員、学校司書、用務員、配膳員、スクール・サポート・スタッフをR3年度よりふたば学舎に配置します。
<p>ウ ICT教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想に基づくオンライン授業の推進 ・個別最適化された学びと協働的な学びの実現 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市情報教育研究会を中心に市立学校全体としての取組みを推進します。

工 教材・教具の充実 ・ピーク時を見通した備品整備を計画的に実施	◆ 定期的に学校との協議を持ち、連携を密に取りながら整備します。
才 学校菜園の確保 ・校内に栽培活動の場を確保	◆ 運動場東側ビオトープ付近等に菜園を設置します。

(4) 学校の安全対策

- 専門家の助言を得ながら、防災・防犯の両面から対策を講じます。

施策計画	進捗状況
ア 人的配置の充実 ・防災、防犯面での学校安全…安全顧問を配置 ・食物アレルギー対応…専門職員を専属配置 ・登下校の安全…スクールガード・リーダーを配置	◆ 安全顧問は危機管理課より着任済みです。 ◆ 管理栄養士をよつば学舎に配置済みです。R3年度はふたば学舎にも配置します。 ◆ 1名配置済みです。R3年度は増員予定です。
イ 災害時の安全確保 ・各学舎別に危機管理マニュアルを整備 ・安全顧問の助言を得ながら安全教育を実施	◆ 安全顧問の助言に基づき、R3年度に向けマニュアルを作成しました。 ◆ マニュアルに基づき避難訓練を含む安全教育を実施します。
ウ 感染症、学校事故及び防犯面での対策 ・施設面での整備 ・感染予防の徹底	◆ 防犯カメラ、センサー、ミラー、インターホン、学校南西に校門を設置します。 ◆ R3年度より、ふたば学舎にも学校医、歯科医、薬剤師及び眼科医を配置し、児童の健康管理と相談体制を強化します。
エ 通学路の安全確保 ・「城山台地域通学路安全対策会議」を設置	◆ R2年度に立ち上げ、通学路の安全確保に向けた取組を協議しています。

(5) 保護者・地域との連携

- 地域に開かれ、地域に支えられ、地域に信頼される学校づくりを推進します。

施策計画	進捗状況
ア 城山台小学校をコミュニティ・スクールに ・学校運営協議会を導入 ・学校運営方針への理解と協力を得る	◆ R3年度導入を目指し、教育委員会規則を整備しました。 ◆ 導入の意義や目的について教職員研修を実施します。

(6) 学校選択制の導入

・城山台小学校区を学区外就学特定地域とし、他校への就学を承認します。

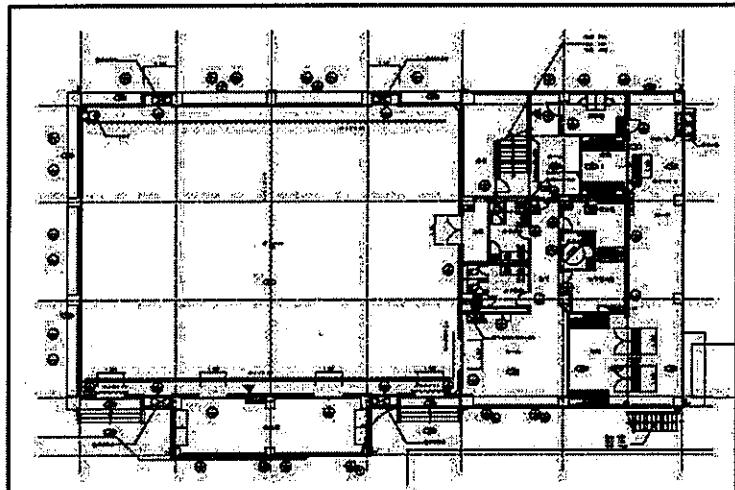
施策計画	進捗状況
<p>ア 特定地域学校選択制を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山台小学校区すべての未就学児及び転入児童を対象 ・初年度（R3年度）は全在籍児童・来入児及び転入児童を対象 	<p>◆ R3年度より実施します。</p> <p>◆ R3年度に向けての申請状況は次のとおりです。</p> <p>新1年…8人 新2年…3人 新3年…1人 新4年…3人 計15人 希望校…7校</p>

(7) 児童クラブ

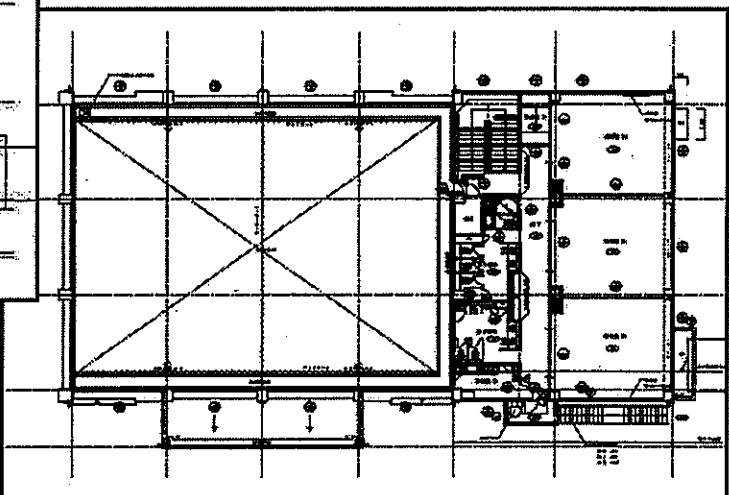
・第2体育館（ひだまりホール）に、城山台児童クラブ3号館を設置します。

施策計画	進捗状況
<p>ア 城山台児童クラブ3号館を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2体育館（ひだまりホール）2階に保育室3室、トイレ、静養室を設置 	<p>◆ 基本設計が完了し、R3年度に施工、R4年度より供用開始予定です。</p> <p>◆ 既存の1号館、2号館と連携し、運営にあたります。</p>

<ひだまりホール 1階>



<ひだまりホール 2階>



3 教職員組織体制の質的・量的充実

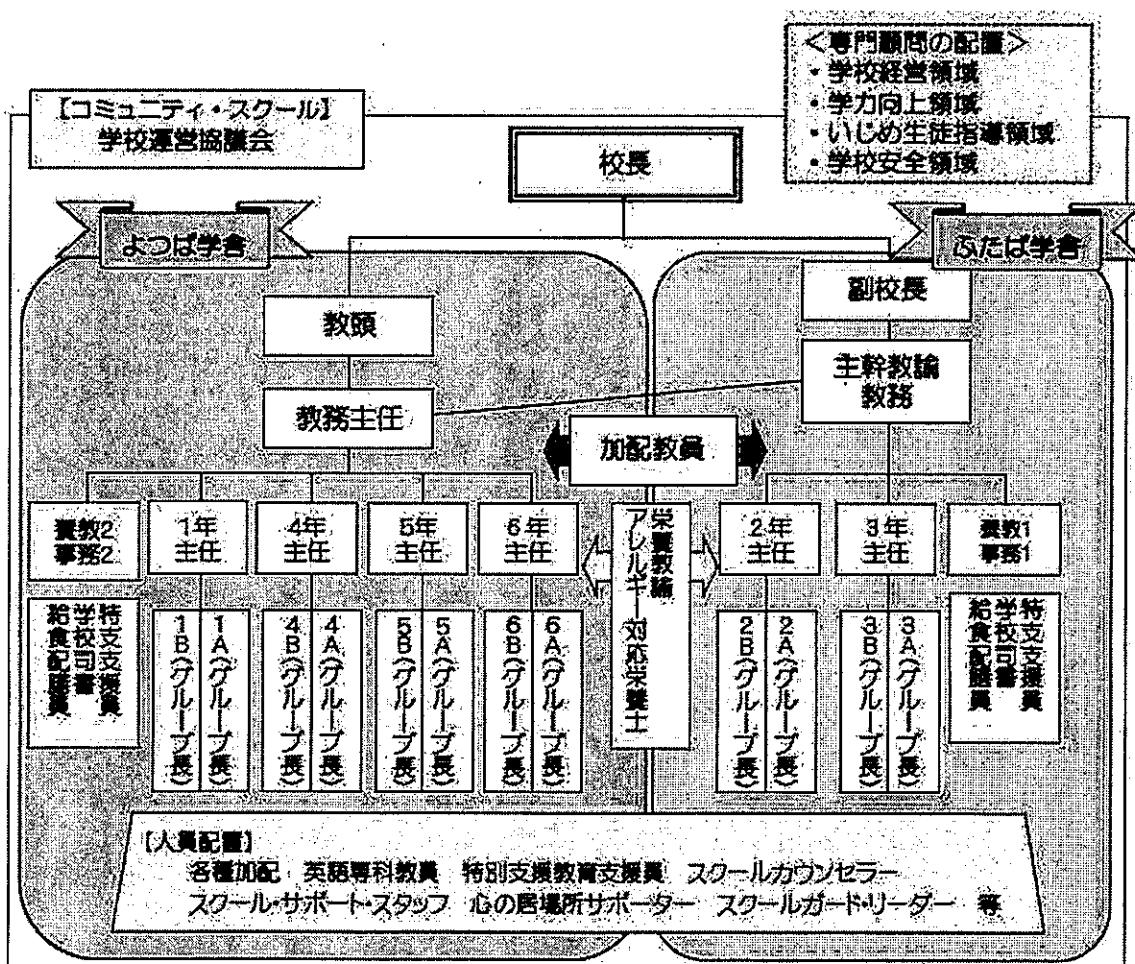
児童数の増加に伴い、今後、教職員数も増加します。

城山台小学校では、令和3年度より、2つの学年においてそれぞれ独立した組織運営を行うことを基本とします。

学年別学年については、各学年の実験グループをA・Bの二つに分け、主任と副主任がグループ長を務めます。グループ長のタスクにより、グループごとの、またグループ相互の協力体制を構築します。山台小学校では、現在も校内研究において、教職員の主体性を重視し、興味・内心に基づいて、各グループを組み、授業改善についての研究を推進しています。今後も、各専門領域(大分野)の知見を得ながら、グループ同士の相乗効果が組織全体の底上げにつながるよう尽力してまいります。

また木津川市教育委員会としても、城山台小教職員の質的・量的充実を図り、支援してまいります。

○ 城山台小 GS 式教職員組織 ※GS…Group Synergy（グループ同士の相乗効果・協働）



(向日市ホームページから引用)

【通学区域の弾力化制度】

更新日：2018年8月15日

向日市立の小学校・中学校に入学する場合、お住まいの住所により入学する学校（指定校）が決められています。通学区域の弾力化制度は、保護者やお子さまの希望により、入学したい学校を選ぶことができる制度です。

通学区域の弾力化制度には申請期間があります。必ず申請期間内に申請を行ってください。申請期間を過ぎますと受付ができませんのでご注意ください。

【希望校制度（小学生・中学生）】

対象

- ・小学校・中学校新1年生
- ・年度途中の転入者（ただし、抽選のあった学校の該当学年への転入はできません）

説明

市内のどこからでも、理由の如何にかかわらず、保護者やお子さまの希望により、入学したい学校（希望校）を選ぶことができます。ただし、希望校制度での受入人数の上限は、各学校の入学予定者数の1割程度（施設・設備面から少なくなる場合もあります）とし、希望者が多い場合は抽選となります。

【調整区域制度（中学生のみ）】

対象

- ・中学校新1年生
- ・年度途中の転入者

説明

調整区域とは、就学校の指定について、特別な扱いをする区域のことです。調整区域内に居住するお子さまは、指定校のほかに「選択校」への入学が可能です。

調整区域	指定校	選択校
第3向日小学校区のうち幾翁井町地域	勝山中学校	寺戸中学校
第6向日小学校区のうち府道上久世・石見上里線以南の地域	勝山中学校	西ノ岡中学校
第4向日小学校区のうち阪急線以西の地域	西ノ岡中学校	寺戸中学校

【部活動制度（中学生のみ）】

対象

- ・中学校新1年生
- ・年度途中の転入者

説明

向日市立中学校3校のうち1校にしか所属していない部で、教員要員金が指定する部への入部を前提に、「選出校」への入学が可能です。

対象となる部	選出校
体操部	勝山中学校
水泳部	西ノ岡中学校
バドミントン部	寺戸中学校
吹奏楽・マーチングバンド部	寺戸中学校

小・中学校における学校選択制の実施状況について

1. 調査の趣旨

市町村教育委員会は、その設置する小学校又は中学校が2校以上（複数）ある場合、就学予定者（及び学齢児童生徒）が就学すべき小学校又は中学校を指定（以下「就学校の指定」という。）することとされている。ここで、市町村教育委員会の中には、いわゆる「学校選択制」として、あらかじめ保護者の意見を聴取してから就学校の指定を行う取組も見られるところ【学校教育法施行規則第32条】。

こうした学校選択制の取組については、地域の実情や保護者の意向に即して市町村教育委員会において適切に判断することが重要である。

今回の調査は、前回調査（平成18年5月1日現在）から一定期間経過したことを踏まえ、本調査の実施により、現時点の学校選択制の実施状況等について把握することを通じ、今後の行政施策の参考とするものである。

＜用語の説明＞

- ・学校選択制：就学校の指定に当たり、あらかじめ保護者の意見を聴取するもの。学校選択制について、便宜的に以下のような形態に分類。

(A) 自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
(B) ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
(C) 隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
(D) 特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
(E) 特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
(F) その他	(A)～(E)以外のもの

2. 調査対象

- ・全国の市町村教育委員会（事務組合等を含む。）に対して、平成24年10月1日現在における学校選択制の導入の有無等の状況について調査。

調査対象市町村教育委員会数		
	1,753	1,872
調査対象市町村教育委員会数のうち、当該市町村内に2校以上の小学校を置く市町村教育委員会数	<u>1,547</u> (88.2%)	1,696 (90.6%)

調査対象市町村教育委員会数		
	1,758	1,872
調査対象市町村教育委員会数のうち、当該市町村内に2校以上の中学校を置く市町村教育委員会数	<u>1,250</u> (71.1%)	1,329 (71.0%)

※ 括弧内は「調査対象教育委員会数」に占める「2校以上の小学校（中学校）を置く市町村教育委員会数」の割合を示したものである。

※ 3. 調査結果における割合については、市町村内に2校以上の小学校（中学校）を置いていると回答した市町村教育委員会数を分母（100%）として計算している。

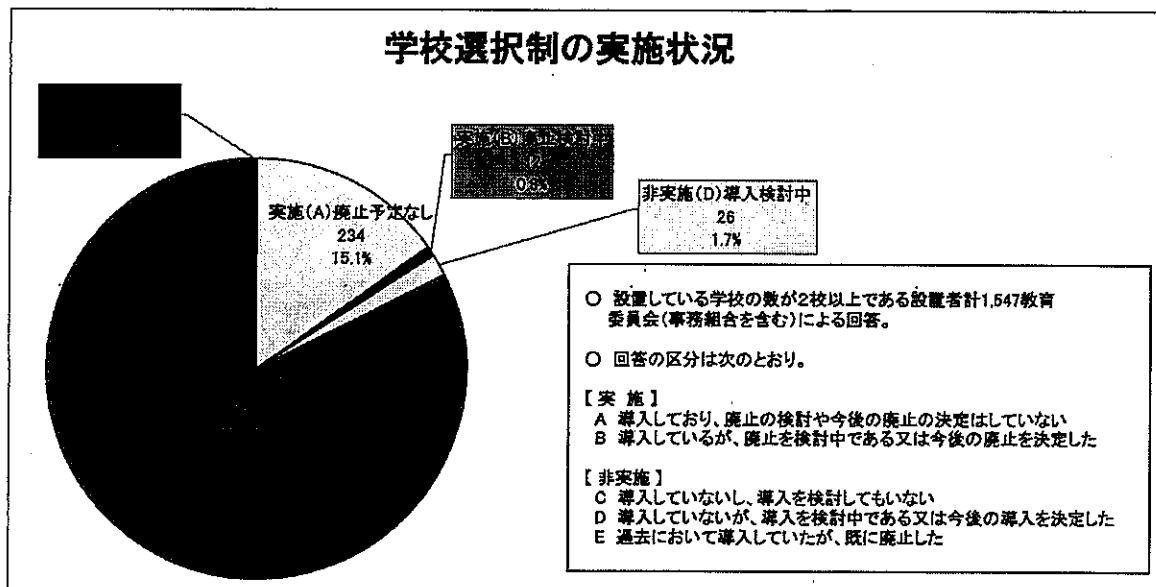
3. 調査結果

I 小学校における学校選択制について

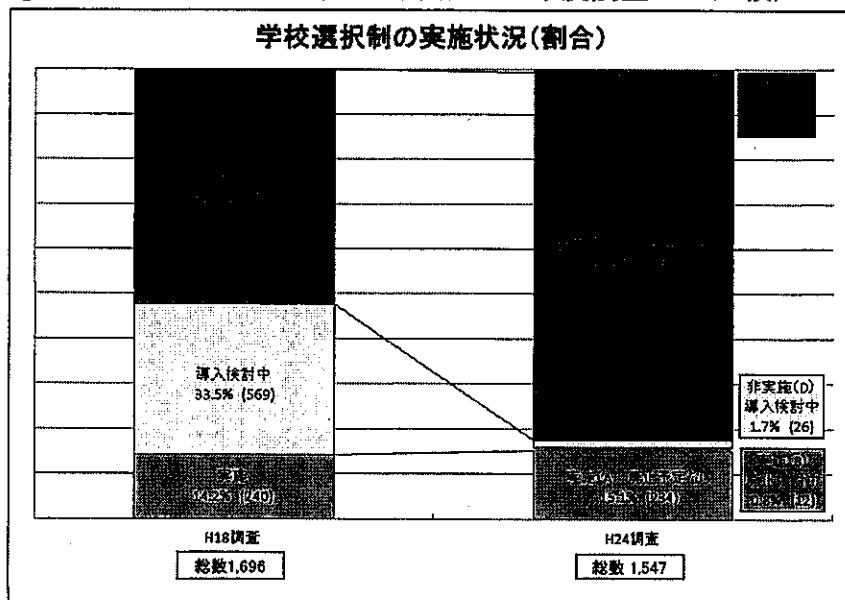
(1) 実施状況（平成24年10月1日現在）

① 学校選択制の実施状況

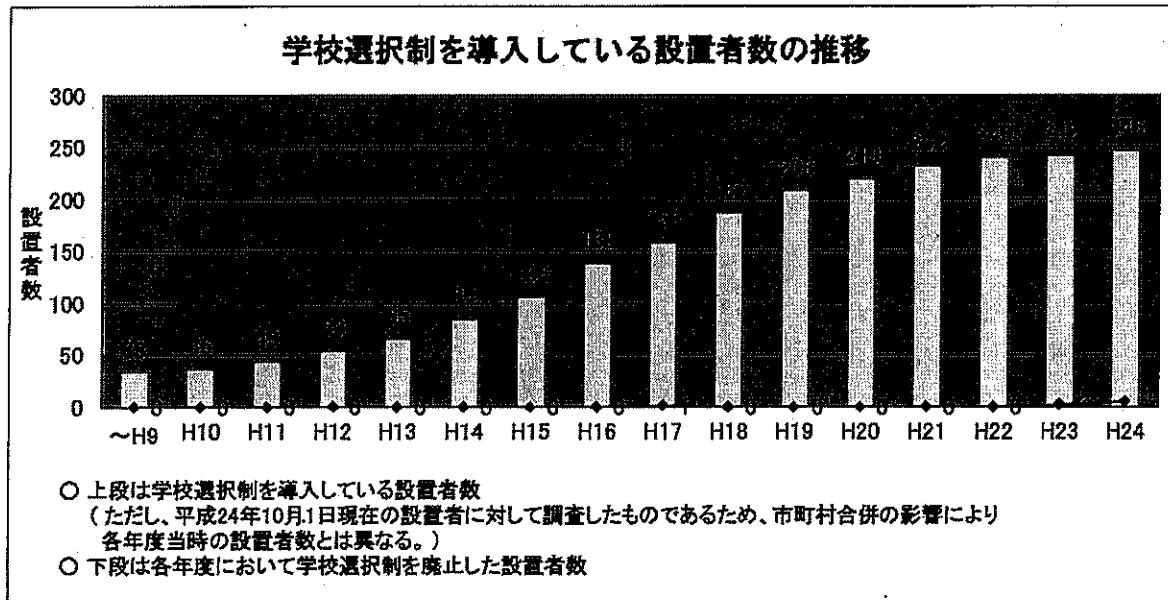
小学校	実施(234)(15.1%)		計
	導入してない・廃止の検討や廃止の決定はしていない	導入しているが、廃止を検討中である又は今後の廃止を決定した	
設置者数	234	26	1,547
割合	15.1%	1.7%	100.0%



② 学校選択制の実施状況（平成18年度調査との比較）

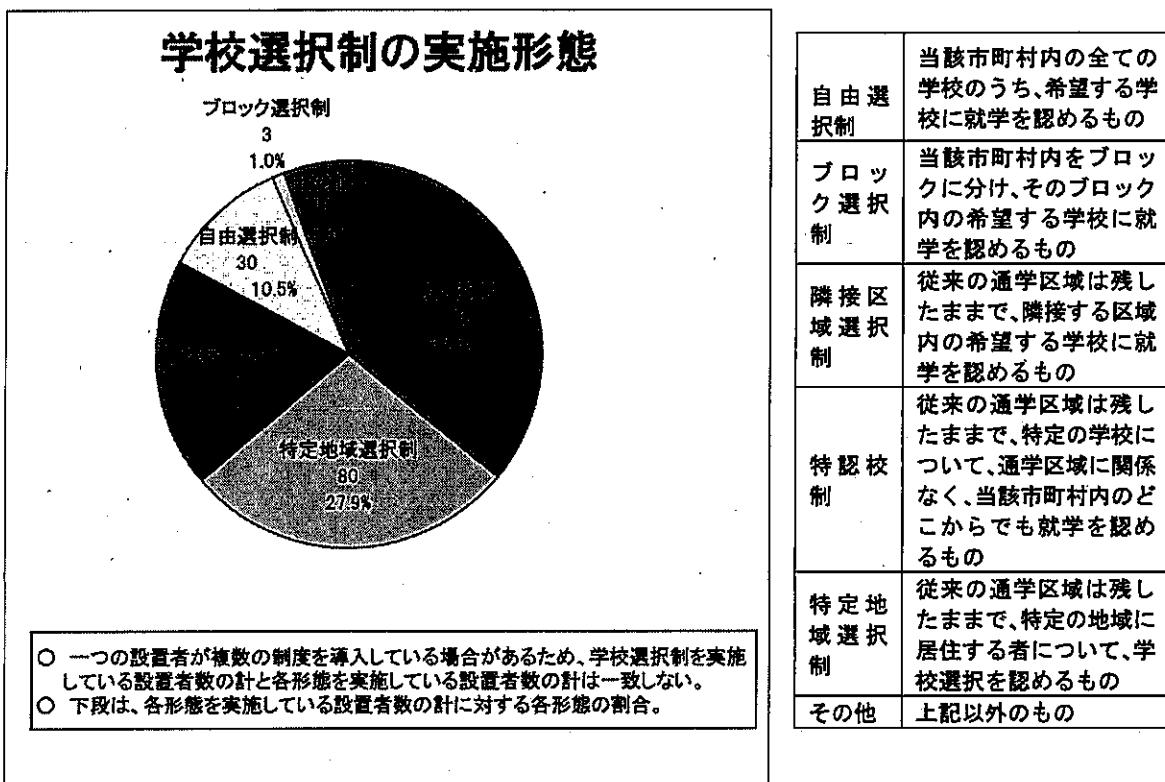


③ 学校選択制を導入している又は廃止した設置者数（年度ごと）

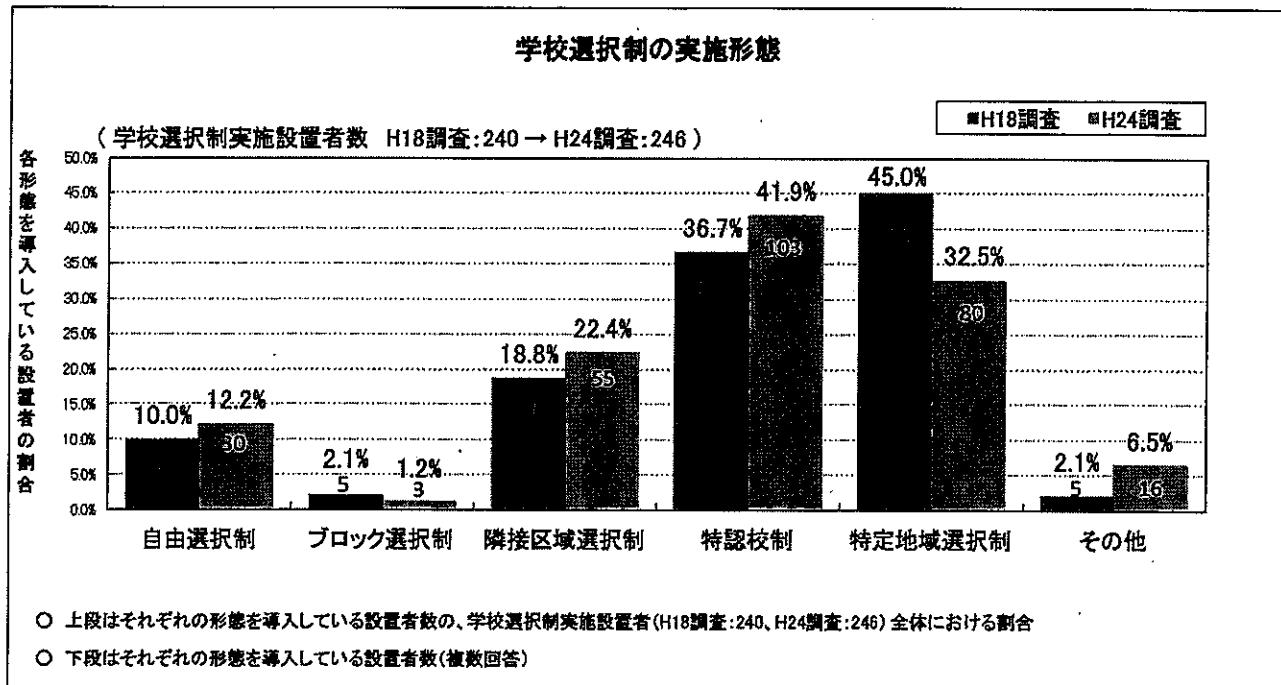


④ 学校選択制の実施形態

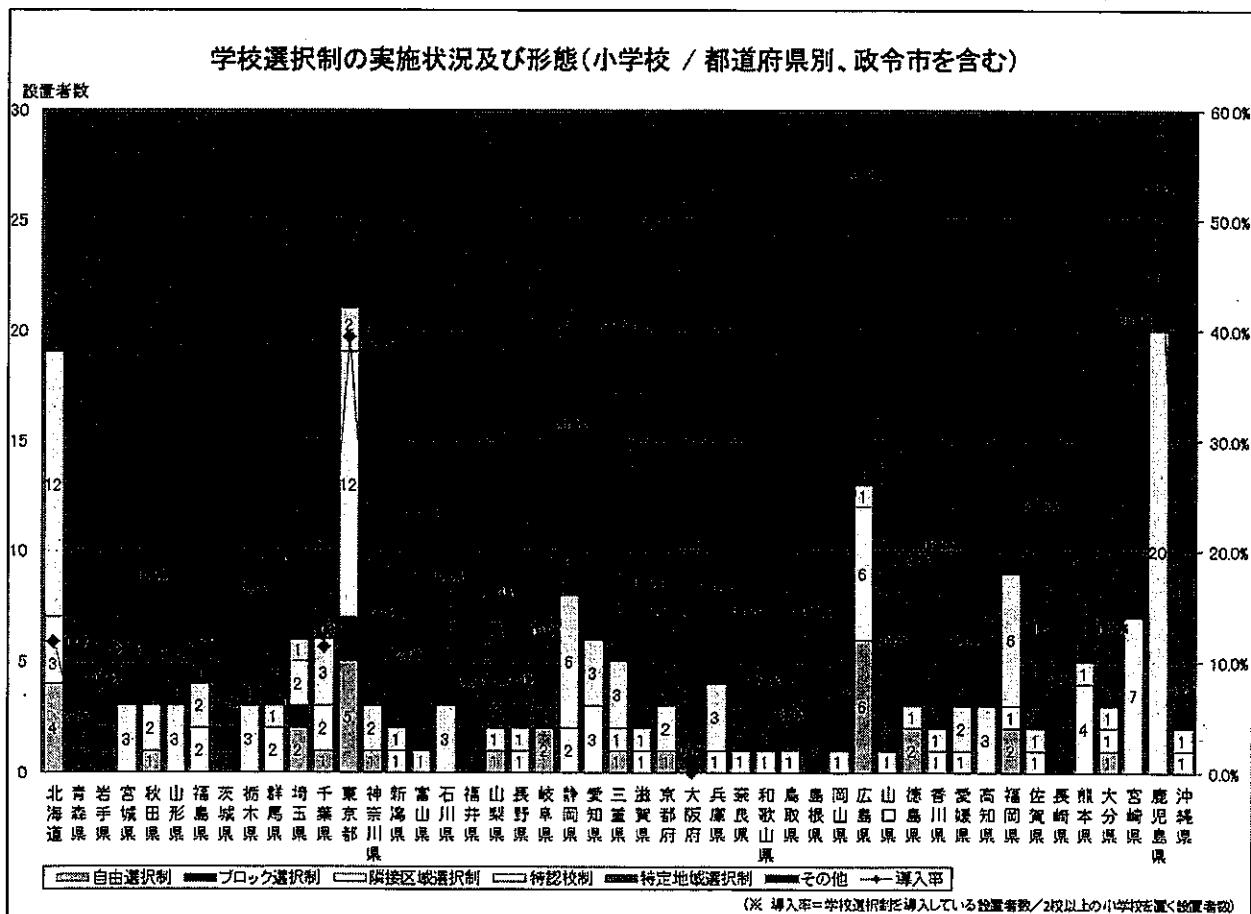
小学校	自由選択制	ブロック選択制	隣接区域選択制	特認校制	特定地域選択制	その他	計
設置者数 (※複数回答)	30	3	55	103	80	15	287
割合	10.5%	1.0%	19.2%	35.9%	27.9%	5.3%	100.0%



⑤ 学校選択制の実施形態（平成18年度調査との比較）



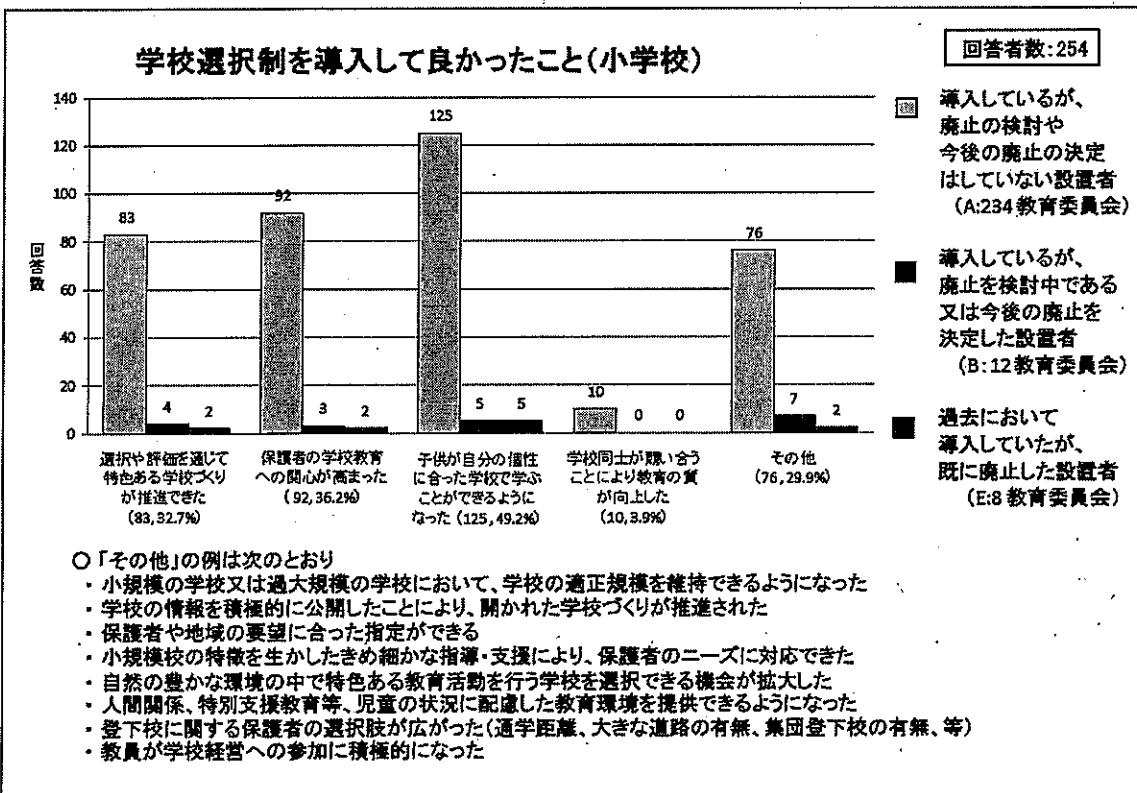
⑥ 学校選択制の実施状況及び形態（都道府県別）



（2）学校選択制に対する設置者の考え方

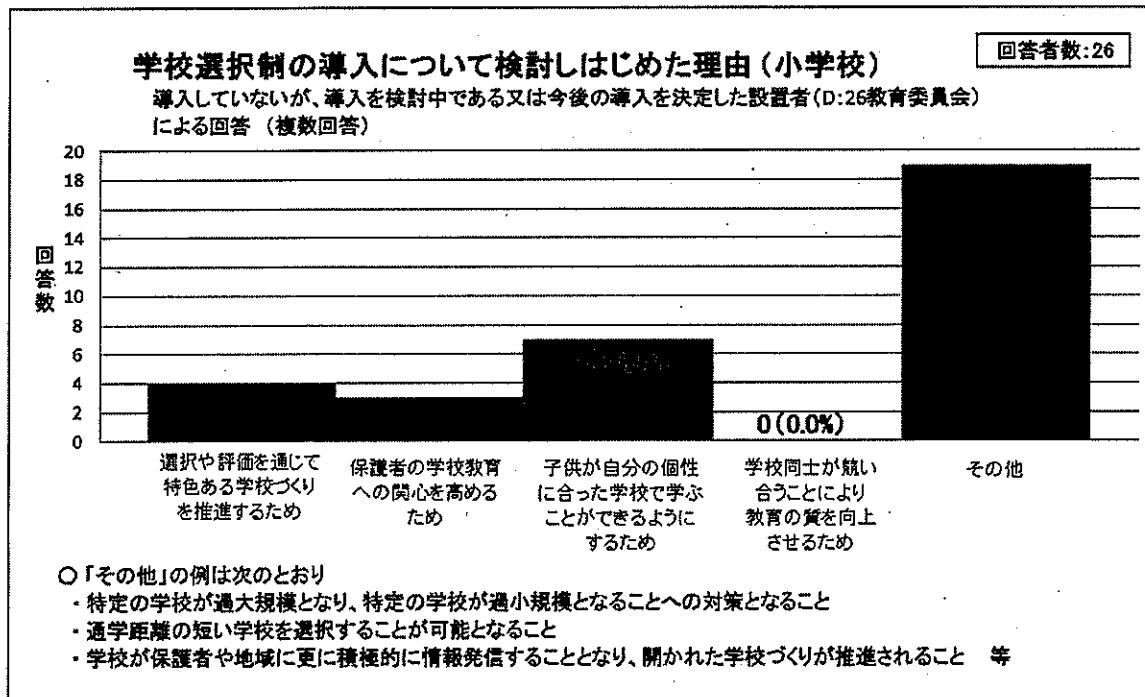
① 学校選択制を導入して良かったこと

【導入しており、廃止の検討や今後の廃止の決定はしていない設置者 (A:234 教育委員会)、導入しているが、廃止を検討中である又は今後の廃止を決定した設置者 (B: 12 教育委員会)、及び過去において導入していたが、既に廃止した設置者 (E: 8 教育委員会) による回答 (複数回答)】



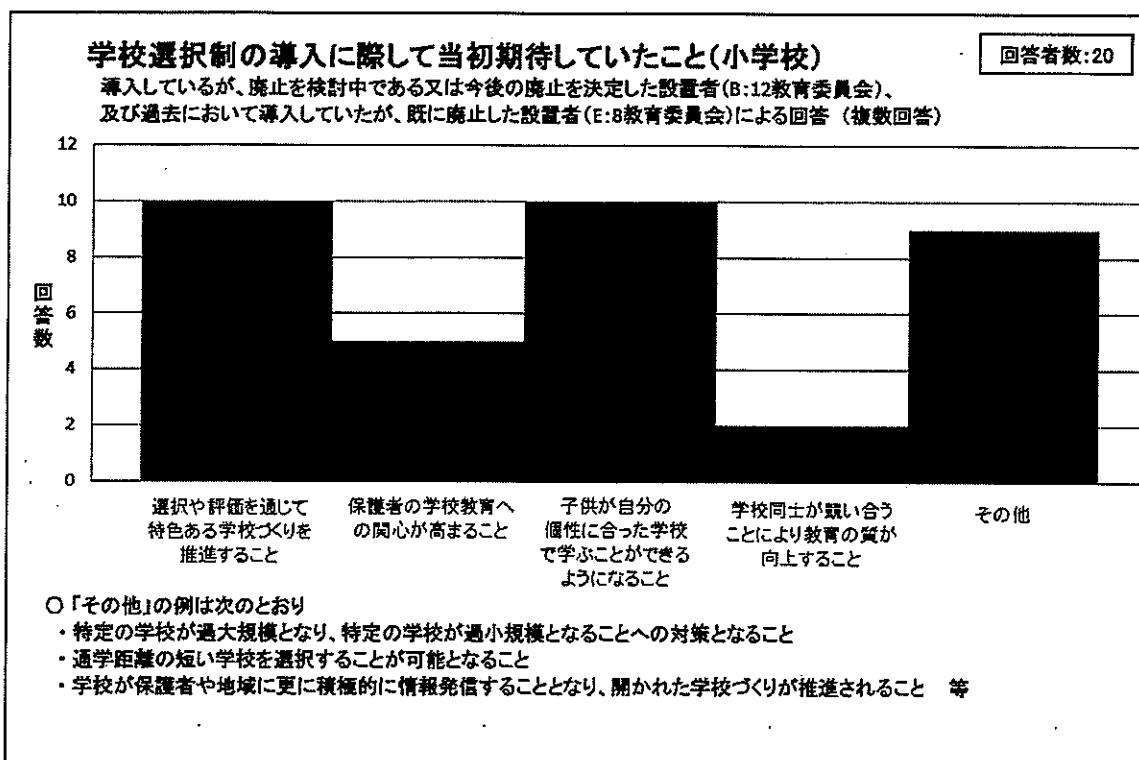
② 学校選択制の導入について検討はじめた理由

【導入していないが、導入を検討中である又は今後の導入を決定した設置者 (D: 26 教育委員会) による回答 (複数回答)】



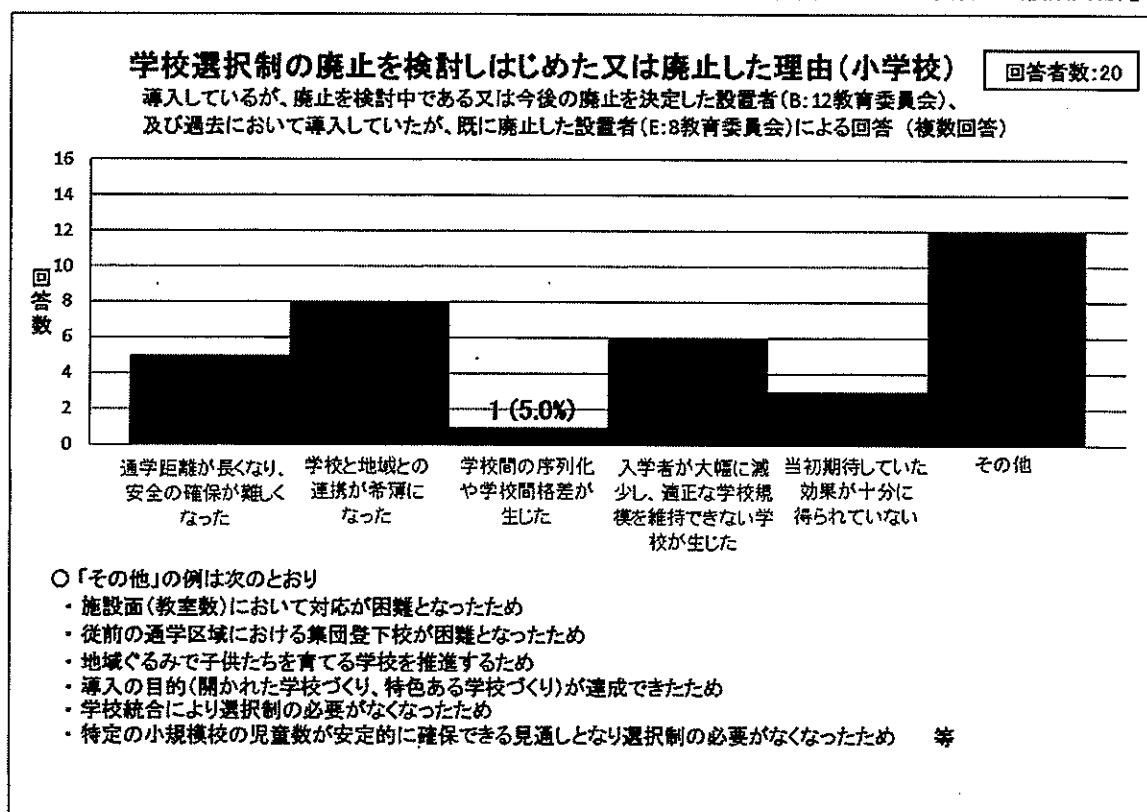
③ 学校選択制の導入に際して当初期待していたこと

【導入しているが、廃止を検討中である又は今後の廃止を決定した設置者（B:12 教育委員会）、
及び過去において導入していたが、既に廃止した設置者（E:8 教育委員会）による回答（複数回答）】



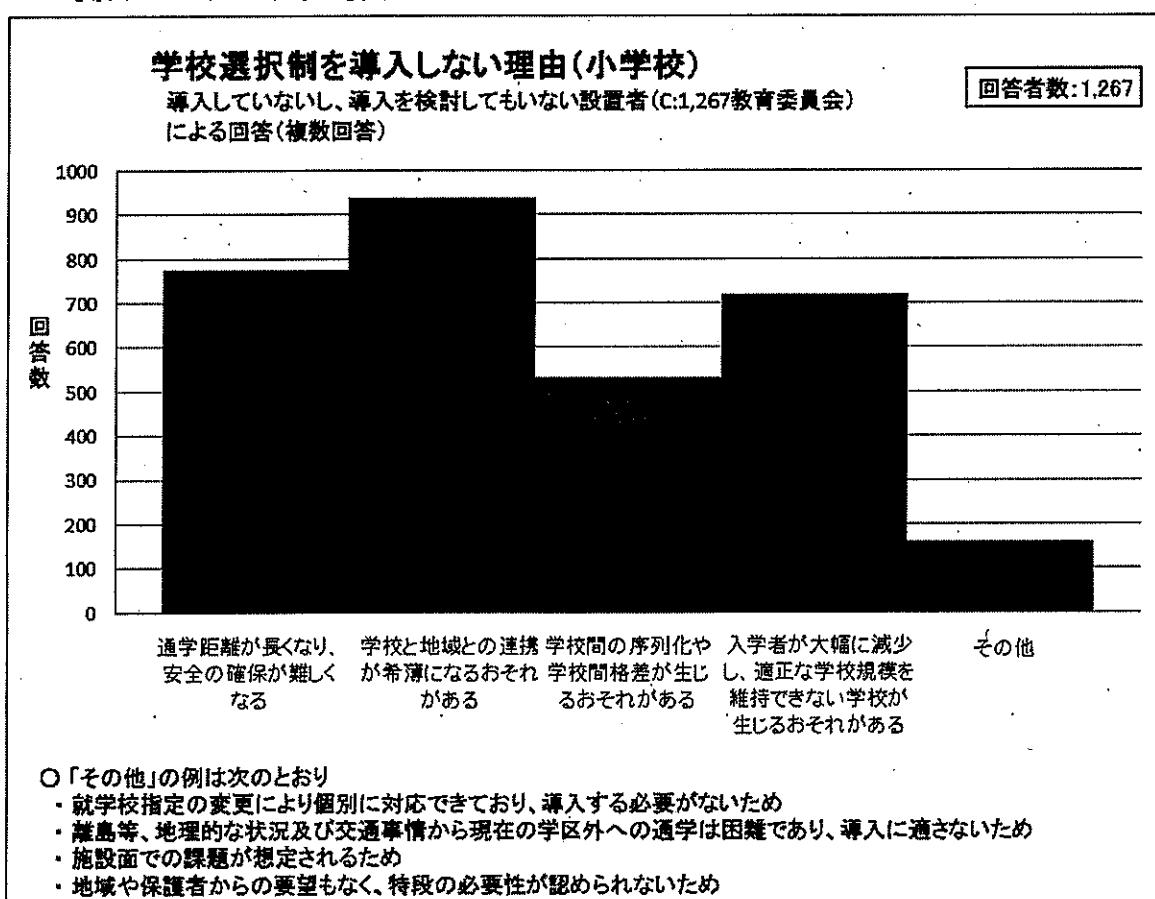
④ 学校選択制の廃止を検討しはじめた又は廃止した理由

【導入しているが、廃止を検討中である又は今後の廃止を決定した設置者（B:12 教育委員会）、
及び過去において導入していたが、既に廃止した設置者（E:8 教育委員会）による回答（複数回答）】



⑤ 学校選択制を導入しない理由

【導入していないし、導入を検討してもいない設置者（C:1,267 教育委員会）による回答（複数回答）】

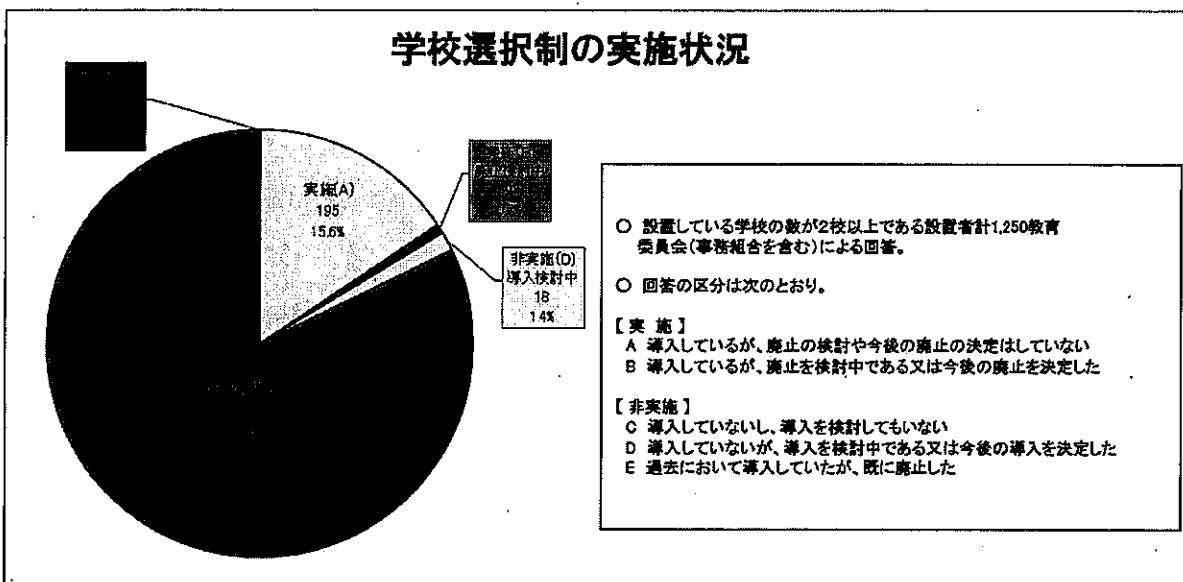


II 中学校における学校選択制について

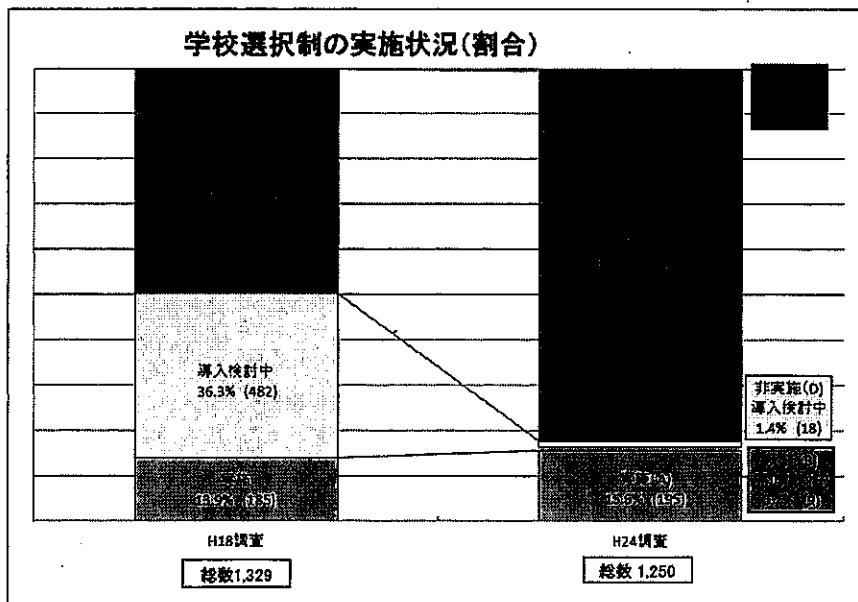
(1) 学校選択制の実施状況（平成24年10月1日現在）

① 学校選択制の実施状況

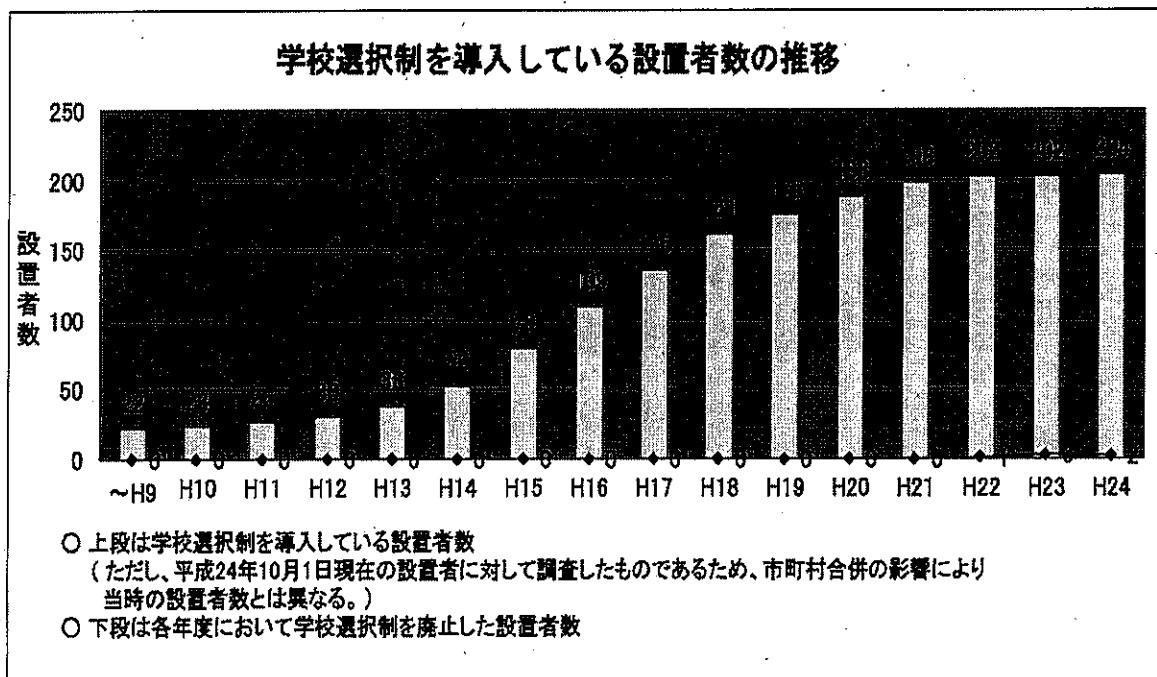
中学校	設置者数 1,329 (10.3)		計
	導入しているが、廃止の検討や今後の廃止の決定はしていない	導入しているが、廃止を検討中である又は今後の廃止を決定した	
設置者数	195	18	1,250
割合	15.6%	1.4%	100.0%



② 学校選択制の実施状況（平成18年度調査との比較）

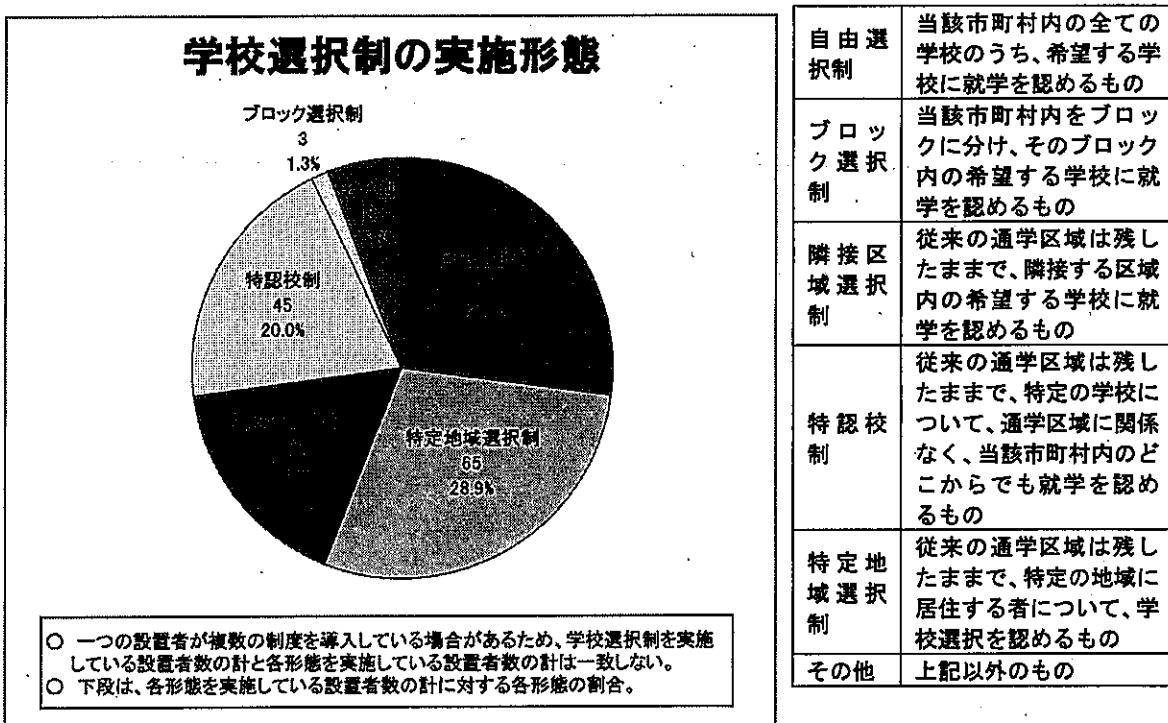


③ 学校選択制を導入している又は廃止した設置者数（年度ごと）

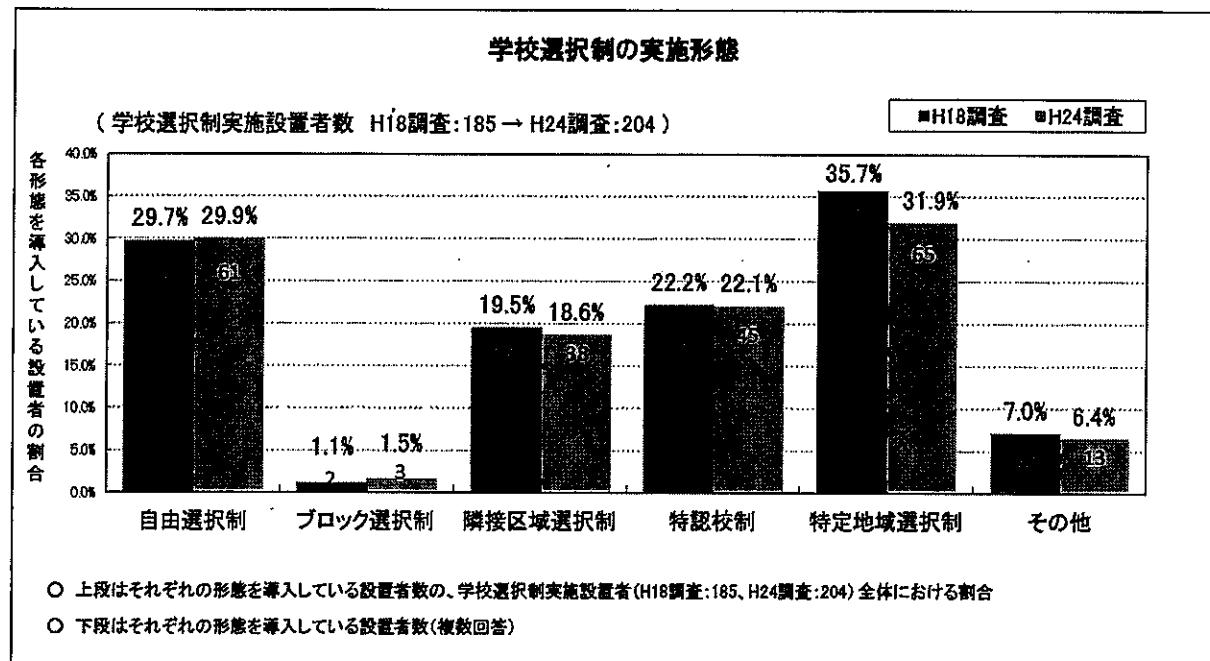


④ 学校選択制の実施形態

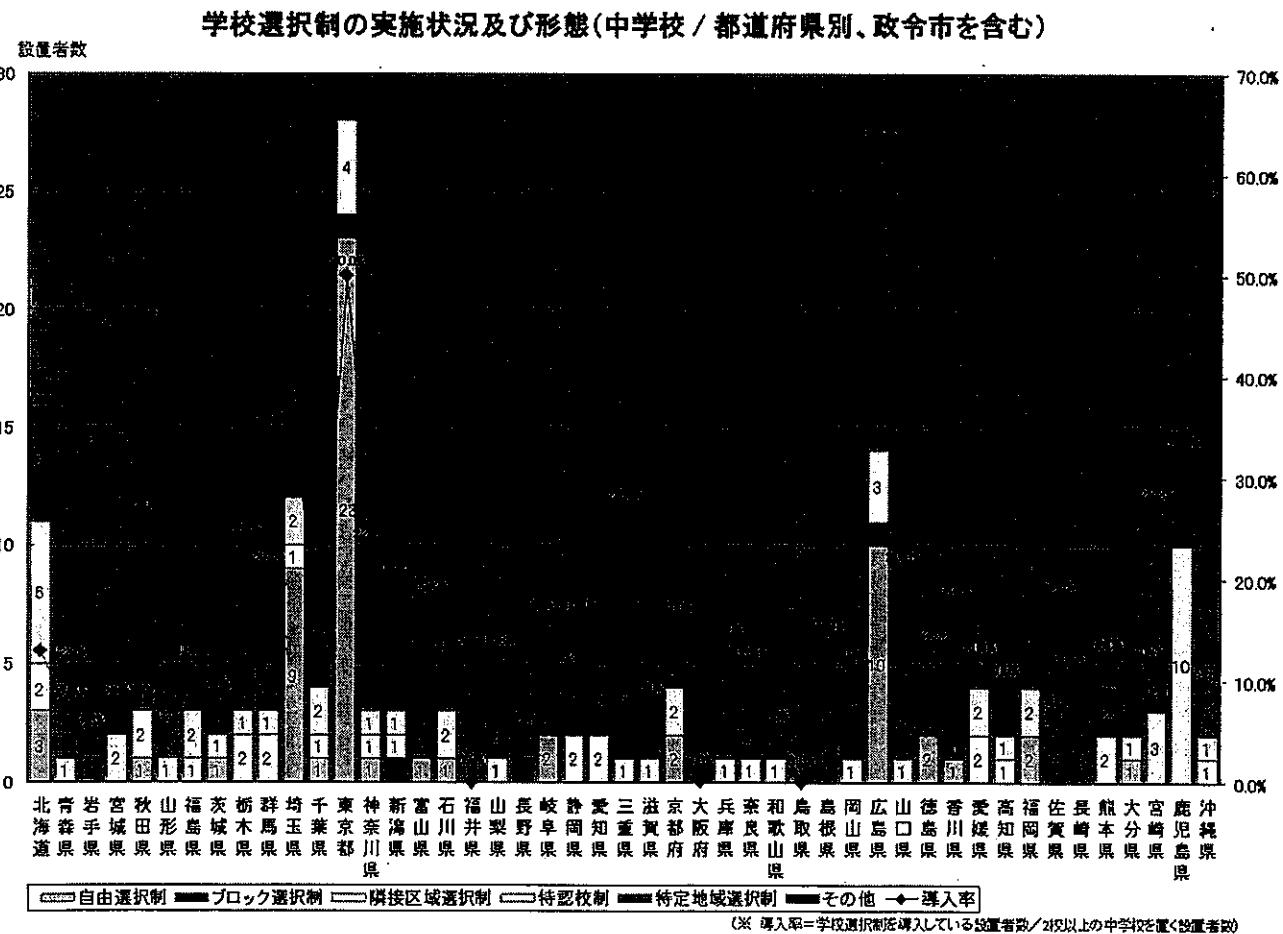
中学校	自由選択制	ブロック選択制	隣接区域選択制	特認校制	特定地域選択制	その他	計
設置者数 (※複数回答)	61	3	38	45	65	13	225
割合	27.1%	1.3%	16.9%	20.0%	28.9%	5.8%	100.0%



⑤ 学校選択制の実施形態（平成18年度調査との比較）



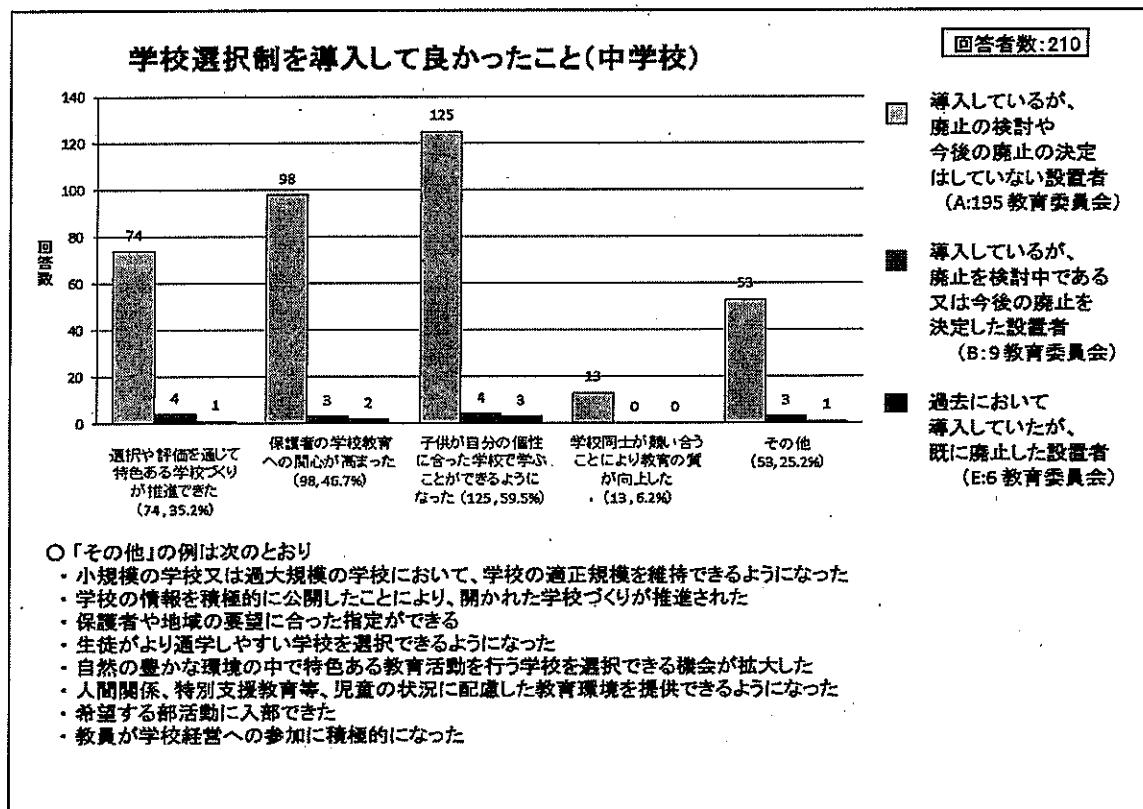
⑥ 学校選択制の実施状況及び形態（都道府県別）



(2) 学校選択制に関する設置者の考え方

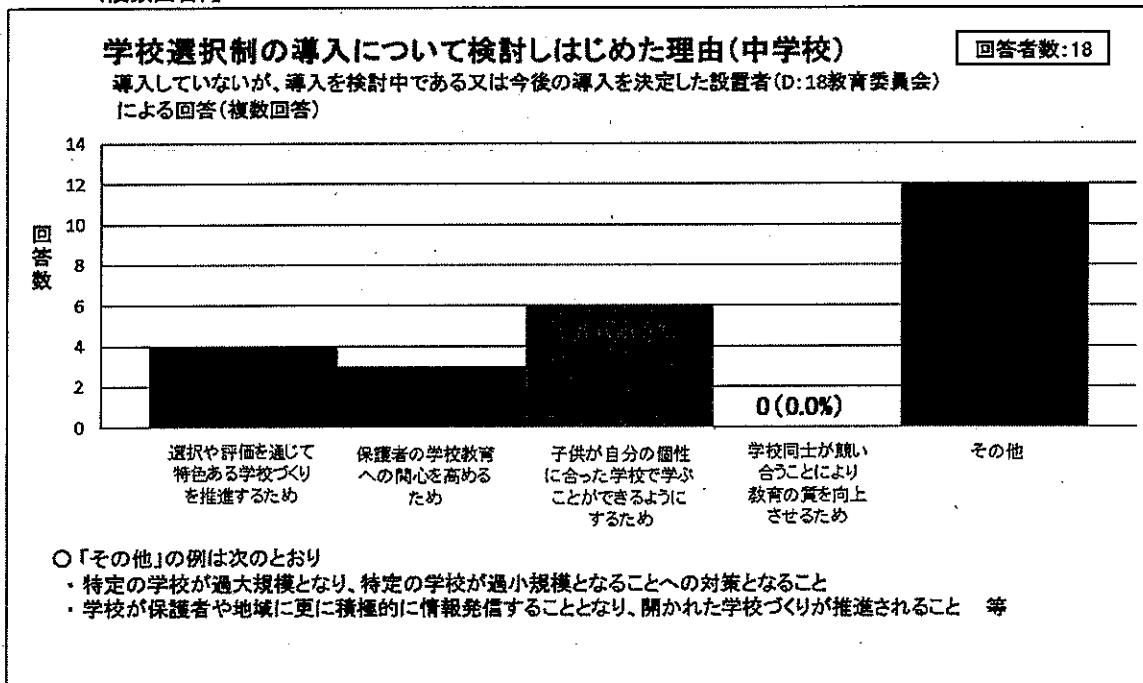
① 学校選択制を導入して良かったこと

【導入しており、廃止の検討や今後の廃止の決定はしていない設置者 (A:195 教育委員会)、導入しているが、廃止を検討中である又は今後の廃止を決定した設置者 (B: 9 教育委員会)、及び過去において導入していたが、既に廃止した設置者 (E: 6 教育委員会) による回答 (複数回答)】



② 学校選択制の導入について検討しはじめた理由

【導入していないが、導入を検討中である又は今後の導入を決定した設置者 (D: 18 教育委員会) による回答 (複数回答)】



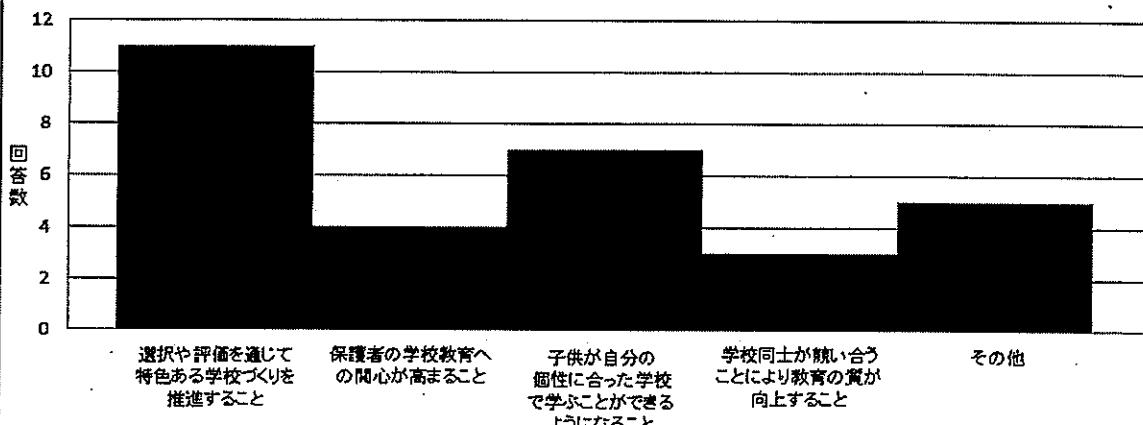
③ 学校選択制の導入に際して当初期待していたこと

【導入しているが、廃止を検討中である又は今後の廃止を決定した設置者（B:9 教育委員会）、
及び過去において導入していたが、既に廃止した設置者（E:6 教育委員会）による回答（複数回答）】

学校選択制の導入に際して当初期待していたこと（中学校）

回答者数: 15

導入しているが、廃止を検討中である又は今後の廃止を決定した設置者（B:9 教育委員会）、
及び過去において導入していたが、既に廃止した設置者（E:6 教育委員会）による回答（複数回答）



○「その他」の例は次のとおり

- ・学校が保護者や地域に更に積極的に情報発信することとなり、開かれた学校づくりが推進されること 等

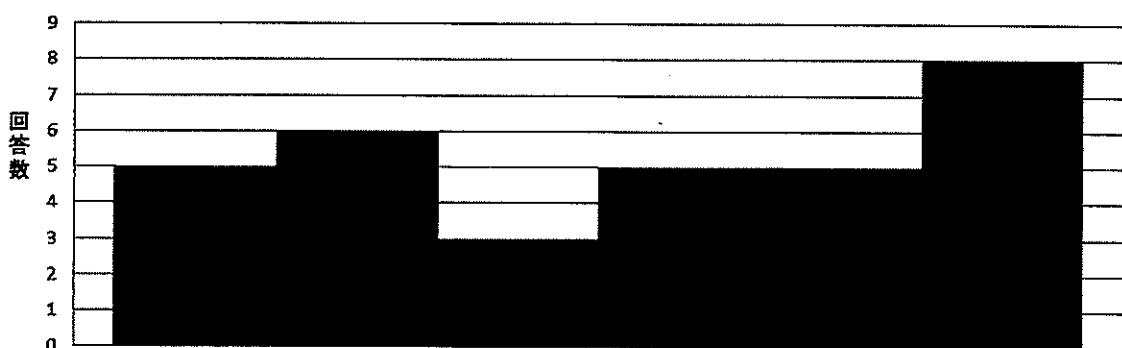
④ 学校選択制の廃止を検討しはじめた又は廃止した理由

【導入しているが、廃止を検討中である又は今後の廃止を決定した設置者（B:9 教育委員会）、
及び過去において導入していたが、既に廃止した設置者（E:6 教育委員会）による回答（複数回答）】

学校選択制の廃止を検討しはじめた又は廃止した理由（中学校）

回答者数: 15

導入しているが、廃止を検討中である又は今後の廃止を決定した設置者（B:9 教育委員会）、
及び過去において導入していたが、既に廃止した設置者（E:6 教育委員会）による回答（複数回答）

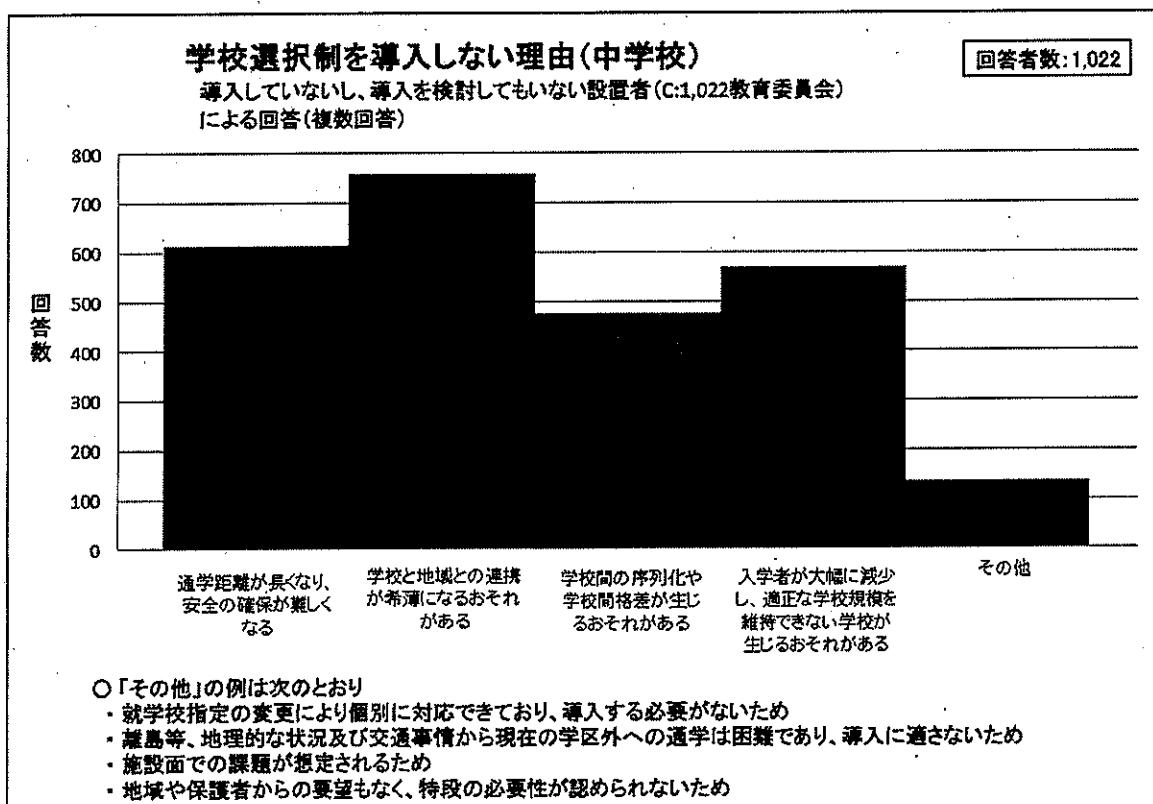


○「その他」の例は次のとおり

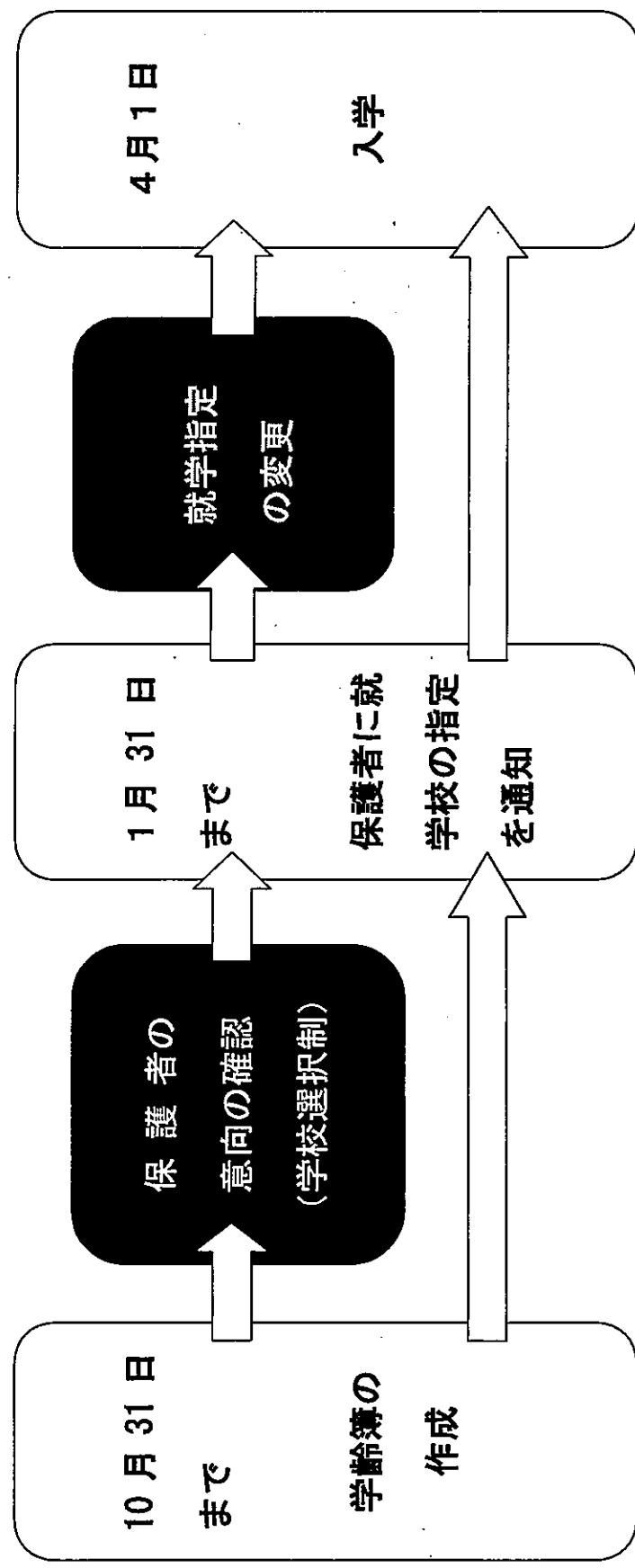
- ・全市的に小中一貫教育を推進する上で、通学区域の統一を図るため
- ・地域ぐるみで子供たちを育てる学校を推進するため
- ・導入の目的（開かれた学校づくり、特色ある学校づくり）が達成できため
- ・学校統合により選択制の必要がなくなったため

⑤ 学校選択制を導入しない理由

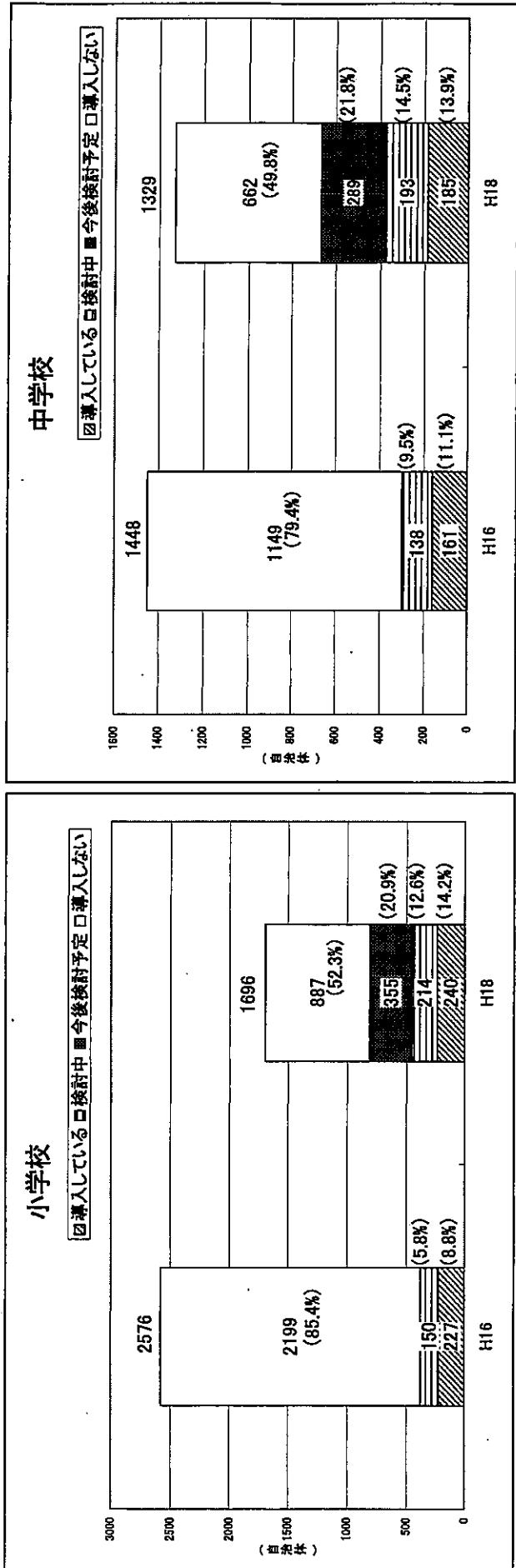
【導入していないし、導入を検討してもいない設置者（C:1,022 教育委員会）による回答（複数回答）】



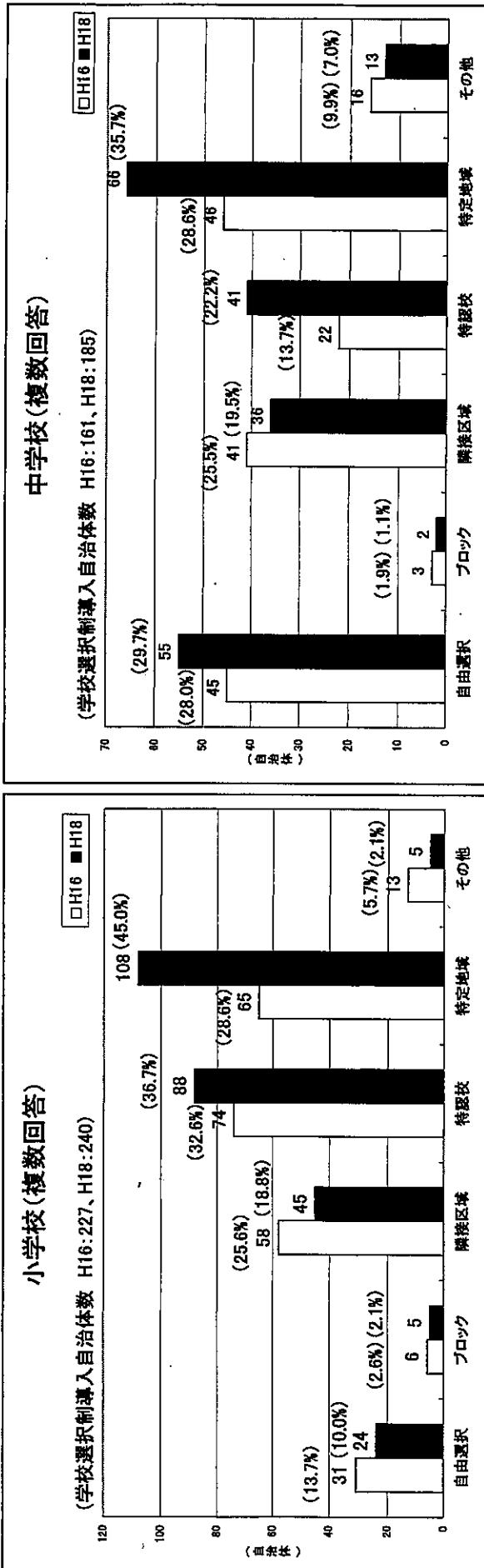
就学指定に係る市町村教育委員会の事務手続き（概要図）



学校選択制の実施状況



学校選択制の形態



学校選択制導入してよかつたこと（複数回答）

